甲冑温知録 二

和書門 類
二七五四四 號
八九 函
六 架
三 冊

内閣文庫
和 書 類
二七五四四 號
一五四 函
六 架
三 冊

内閣文庫
番號 和 27544
冊數 3 ( 2 )
函號 154 41

裏面記載のない箇所は省略

国立公文書館
National Archives of Japan

甲冑温知録巻之中

一 甲乃事　付 甲名前の事

訓も加不登鎧皆よろひと訓も
周さ之れと甲ニ云今かぶと云ひて護
太白陰経ニ黄帝割て甲を作る
紀原ニハ世本ニ杼甲を作るとあり
杼ハ少康之子なり黄帝内傳ニ玄女甲冑を
作ると云ふ何れも是ニ甲を訓となり
叫よしハ神武天皇日向の宮崎ニ於て始て制せられしか
より甲紫鎧の名ありといへり甲ハ物の頭ニ
あるものを似ゆり故ニ甲と云ふ今代具足
と云ハ具足...

甲冑温知録巻之中

一甲乃字　付名頭乃字

一甲ハよろひと訓も介函鎧鎧皆よろひと訓も
かるハ皮を用ゆこれを甲と云金を用ひて鎧
とあるや　太白陰經に蚩尤革を割て甲を作る
と云事物紀原にハ世本に杼甲を作るとあり
杼ハ少康の子と云也　黄帝内傳にハ玄女甲冑を
作るとあるこれをもとすれハ訓ハなくて不知
みしてハ神武天皇日向の宮崎にて始て製しよろひ
しより筑紫鎧の名ありといへり　甲ハ物の鱗甲
あるものに似たり故に甲と云へりとぞ　今代具足
と云ハ具足なりと云意にて云ことなれハ　詳に巻の

下ふこれを注せり　又著背(キセナカ)と云ハ大将軍にこさり
て称あるにこれ又下巻におゐて全世用ることのと
具足といひ古法よちるもの證併せて称して云ふ
あやまりにあれとも当世の俗よあらひて證よか
きりてこれを用るたとし云事あり　皆古法の證と
さうして云や本式の證ともり　総角あり　平士ハこゑ
よこれを著ハ一ヶ所と云説あり　其所ハ　平士ハ指拾
とさへ次ヶ所よ総角つくる所　不相応也　ここ云詳よ
全世の甲乃條下よ出せり　今是よ於きるものハ古法
の證よちうて全世お用ゆる物しわたせて　ここ所よ注せ
ここ名ここ角とかりて　損益をへ汲の為へ必しも
相実まなつむへつり次ここ利とかして用へし

# 甲圖

一鎧
傅云本式の鎧と云ハ小實也小實と云ハ大法長サ貳寸
幅五分宛小割又牛の額ばかり右之火ニ炙りて通ニする
夜かけてさて金又ハ革ニて一枚合せよめんより粗ニ重て犬の皮ニ
て二通(トヲリ)縅(トヂ)てさて漆ニて塗也是を縫(ヌヒ)重(カサネ)の小實と云へり
太平記ニ一枚合せ或ハ火威の甲の敷目(シキメ)ニ擣なりしとあるも
是なり後ハ前ハ栴檀の板とも云九枚後ハ推着(ツケ)の板三日月と
云十二枚也三日月と云ハ後の肩かけニ打延(ウチノベ)捻返(ヒネリカヘシ)ある板之是を
推着の板の内ニありて其中ニ領巻(エリマキ)あり但二ケ月を従ひもあり
菱縫ハ五枚下り七段也此是ハ地紙摺て赤漆黒塗金銀
ありけて糸組紐て威(ヲドシ)也是を毛引(ケビキ)と云ためしの間も菱綴
の板ニ小板ニ渡りて一板し強弓ニ対させて威かりし也
太平記ニ菊池犯後守武光か著たる鎧ハ三人張の精兵ニ

草摺一枚宛射させて通らぬ實を一枚過せよ掛て威れ
しも為朝か強弓か射られしも裏かく矢一もなかりしと又云
古来より環を輕し屑れとも必要とし東國に作る木口節
ある綱入道の云勇士の戦場に臨くハ貝取て先とす
甲冑を輕く薄くち丈夫を鍛かられ是ど故實なりと云

一 筒の上地の半 平家物語には實純鐶と書る平治
物語には革純鐶と云ありされハ古より實とも革とも云之
二枚しとて一の板二の板或一の皮二の皮とも云下のたすま
の板とも發手と云或書に左を太刀腰右を矢腰とも云
又一書に左太の栃の小板と金具と云是を緒目とも云
左と緒出とも云 一書に五枚の筒ハ上ハ栴檀板中三枚を
あるり板下ハ二の皮あつてしと云 又云腰巻環とも云 上代ハ

一 胴板立上 弦走一ノ板立上胴付の板下の革二の革三の
革あつて前之後ハ押付板より革一通同二通同胴付の
板一の革二の革三の革四つめの革附つてとも云之

一 胸板 傳云前の胸の上の板也云之 金具とも胸金具とも
云之三筒門の板とも云も胸板の事之 矢留の捻返しとも矢返し
とも帯廻りとも大廻りとも云之 一書に上の板とハ胸先と云
此板のちぎれる捻返しを一ノ 胸板と云也上より二枚めの
板弦走のある板を胸板と云之又こまさと栴檀の板と云説
もて下にあるく

一 栴檀板 傳に云右に云胸板の事と云之 正平革にて包
伏輪より二分ま座し啄木の糸にて伏組とある是を
鮑腹とも云蛇腹の乃小猿の鐶三ツ宛並て二所に九ツ打之

伏輪ハ蛇腹との間をかき花形(ハナガタ)を彫出の正平之蛇腹の
中を地白よ紺の獅子よ牡丹の正平也推著の板と
同前之正平とハ南帝の年号之義満公の御代嘉慶の
比紀伊國矢田の庄より彩革八百三十五枚を献を表よ
正平六年六月一日と染付てを是より世よ正平とを云之
正平ハ南帝の年号なりと誤て相馬の将門の比これを
製出せると云説あり将門ハ承平の比之正平ハ貞和二年
よ改元之或書ニ云千旦の板とも云之又云栴檀とハ弟二
の板をと云なり此板の事よハ訛す包ひ　流る不存よ
栴檀とハ名付るとぞ云之　又云凡て　より三枚
と鞢上(ツテアケ)とも云或ハ弦上とも書なり

一 弦走　侍ニ云栴檀の板とも小實(コザネ)　方耳

の玉縁となる板を柳の正平　板菊と
透す几く もちき令物とこッ丹之　のとしも小
八双の金物とも云之　是と同の金物と　是と云之
又弦走なれハ是栴檀の板の端よ此　糸の餘りハ
正平よて走り廻りハ伏輪と取合ハ金具出りの伏輪と云
あり一書ニ此板を胸板と云之　又一ノ寄(キ)違(レ)とも云也　切の字ハ
不用と之　これ一の板なる所之　一書ニ栴檀の板とのけて
下三枚となちあけと云て是より一の皮二の皮三の皮
四の皮五の皮と云或ハ一の胴二の胴三の胴四の胴五の胴也
云之　又一のまれ二のきまと　五さ之前よ用し

一 の革　侍云前弟二の板をいふなり

一 仮粧(ケシヤウ)の板　侍云前弟六の板をいふなり

一 腧かん 傳云前第七の板と云あり
一 車華 傳云前第八の板と云ナリ
一 ゆるきの板 傳云前第九の板欤云 此板の下をすま
と發傳と云之 此板と腰皮とも云あり
一 望光の板 傳云後上髎の板と云之 此處よく和かなる
と背溝と云ん
一 佐加板 逆板と書ハ非之 傳云後第一の板と云之 望光の板
次の乃又一二の板と押通氣板とも云
一 言光の板 傳云後第二の板と云之 板云ハ非之
一 十字の板 傳云後第三の板と云 とも云之
一 護身の板 傳云後第四の板ハ云 の次とも云
一 鬼神の板 傳云後第五の板と とも云之
一 神通の板 傳云後第六の板と云 云之
一 稜の板 傳云後第七の板と云之 云之
一 發信の板 傳云後第八の板と云也 も云也
一 胴尻 傳云總の板之發傳とも云之 總ハ發傳
前後ともに云 下のをすま之第一のてたるを施あるとも云
吉傳の二の後とも云う 次の板と云之 發傳ハ元和年
丁日根純鍛錬造られたると云説を是とするや否
可考
一 射向 傳云左方の總名之又居向とも云之 左と通して
進方ともなる 又走脇とも云之又云 左脇を進鎖と云
一 大胴 傳云 なり又右の腰と右方縫とも云也
傳云 鐶の引合の方右の總之左前より合まで

鞆ゑを大袖先の下散ともいふ是れ取るに下搔を
小胴とも云ひ或ハ合胴とも書く又逆胴とも云ふとも
古書にハ大胴ともいふ又云右脇を招慈鎮とも云ふ又右の傍
に矢傍と云ふあり脇板と作るも浪をつき引く 錆摺と云
一 押通氣 傳云 後背の總名也今背光の板の次の一の
板と云ふ又二三の板ともいふ 押通氣と云説は付の字ハ不用也
一 綿嚙 傳云 綿繬とも書く又肩上とも云ふ 鐶のかゝる
所をいふなり
一 請慈板 傳云 障子の板と書くハ非也 袖の冠の板の形にて
広きをうしろにして 錦製の上に とも云ふ是ハ
桐引の糸を切せ茂きなるそこうしるのか
一 桐引 傳云 啄木の緒二節中にて一ツ結ひ 付る也

なり 請慈板より前にはこれをかくるゆゑ靭也 ひ糸かけし
みてしとめて 前を懸るを懸通とも 請慈の
板のこれの方にて通ふを尾先にと 背ハ是非
言ふ級とも云ふ
一 小鰭 傳云 綿嚙の下に付たる亀甲継の下を云ふ是は
札にして三枚の毛立にしたるもの 釬藏とも 又これをも小
鰭とも云ふ 但し小鰭を札にするが古法とも云ふあり
一 志加の緒通 傳云 右の事札にする 釬藏の冠の板に
差中より穴をあけ云ふ 両の端に但の緒にて結ふの事
よりて付るを又近代にて額として用ひなりけりにして
中に亀甲と入つく付るを又遣の系と云ふ 亀甲の伏
糸と云ふ小手 額の下に小手付のことをせるなり

一 肩当 傳云多くハ襟周(エリマハリ)又ハ小鰭の方まて仕付たるを又
よりおろしたるを襟かまへ亀甲の通糸(イセ)とつゝ縫合厚く
綿を入るゝ也

一 小手輪(コテワ)骨盤(コツハン) 傳云今ハ鞆へ通して昔ハ戦場にて敵を射(イ)
耳を切て骨盤と副て持来実ハ検に入附耳と骨盤に居(スヘ)て
わきて絶えて氏国信玄の此公首(ヒトカフ)をかけて鼻を切て来る事
を附代よりして故実もかくされるし

小手輪

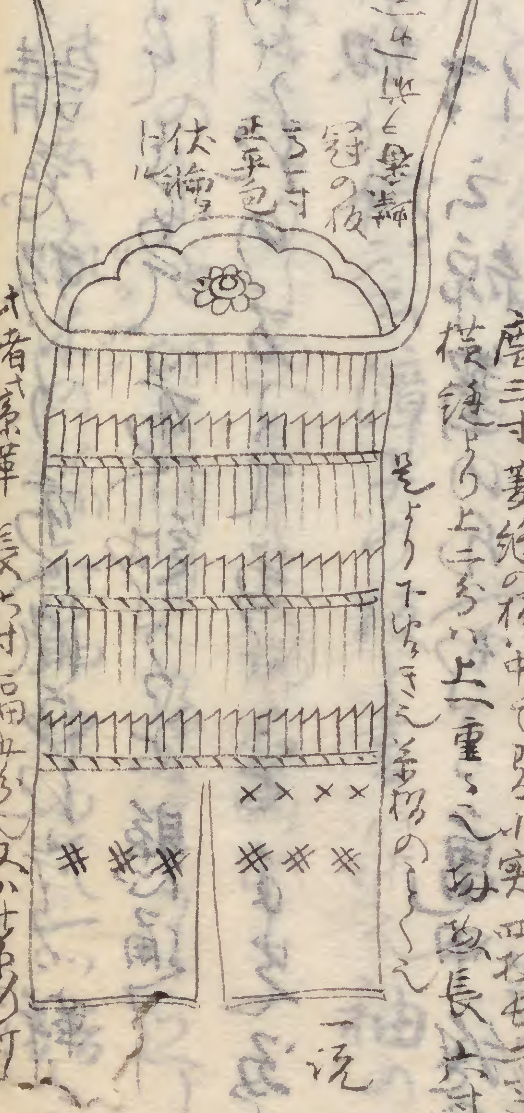


絨障(ケウヤウ)板とも云

骨盤

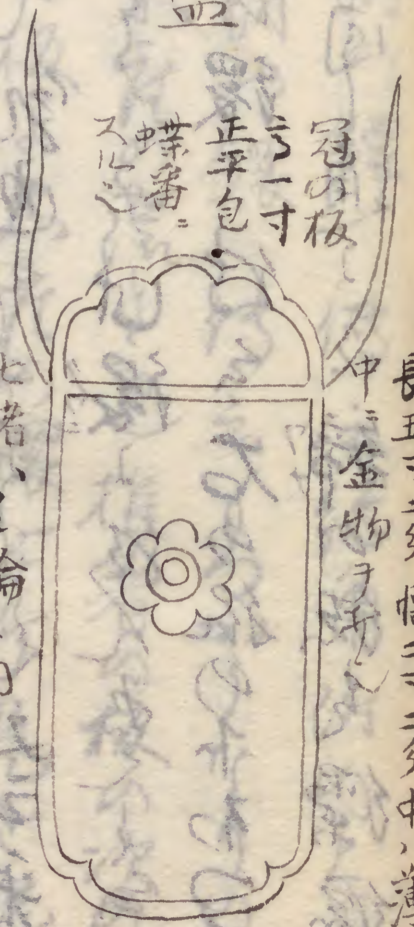


太のみ板ハ綿鑵のあ引のなすれは鞐(コハセ)と付ると懸緒と
栴檀の板にせめと付る紐とある紐と云懸緒のこなたを
高紐にかけせめとしめけを結ふる紐の上にあたは骨盤なる
小手輪と撚られ近代の具足に 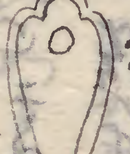 左右ともに此形ふし
てかけるを鞐蔵とし笠紫とも云これ骨盤の略こなたも
をお用ゐるよろしからすとめ

一 高紐 傳云両板を曹を照てある紐かけと云附ハ栴檀

の板に着たる緒を言る組と云て無緒を結付るとそ　又東讃に
一封の状を言る緒に結付とある一の板に着たる言る組に
上総介廣常願書を結付るなり　又一説に瑠の打合[図]
を言る組と云事非也　双方に附る組を言る　組と云なる胄を
脱て言る組にかけると云　此総に結付る之を引合の
総とも云とそ　かけ緒は胄の巻にむすふ　又引合の言る組と図
おさめとも　麻苧緒とも云　此板とも　とる所の板と云

一　采幣付の環　傳云右の方一の板にて一説に平士には手拭
附と云て乳通しにてしこと　又云采幣の腕貫のさかるを
長くまとめし所　此環に結んなると云て

一　繰締の環　傳云　右の紙の下にわつてに付るを　又左の方の
下の方同し角通にて　締の緒を繰締の本緒と云　又根緒とも云

一　母衣附の鐶　傳云総角附の上にあて此板を逆板と云

一　総角附の鐶・傳云よろひなりの花として環とすへし
是を太花の環と云　推着の板の次の板は前の金物とすへし
逆板の板に太花の環とす是を総角付の板と云　又云或
の鼻足の隅に鐶をとす母衣付の環とも云　或は右に計すも
又これを亜地付とも云　但しこれを母衣附と云はわやまりなし
総角と云事或説に云総角は結角也　総は装束也　詩日
総角丱兮　丱は髪を束ねて両角のかたち貌なり
今武器に此を用ひと用るは十字のかし故に武器の用として
用ひとすると　十字ともいふも云とそ小笠原流聞書日わけ
まれは紐の所に赤き色とを付て陰と陽に用るとそ見えたり
列傳に　紫は平色なれと主位の粧とすること　又少あ云

大将軍とも補はてハ不しむるとの籠の上帯にてかゝむる事も書法の故実也又云東方結と云蜻蛉結と云ハ北ハ東の字のかしらとの大神の緒にて総角とも號る事具にも易と合せり

一 草摺 傳云上古ハ四段也神功后宮異国征伐の時四枚とハ八つに割て一枚ハ脇楯に被成しより草摺ハ七間に成る也又草摺七間に名々あるとも一として書なく唯古本紀に引合の板と書たるハ推考の草摺の事也後二間を引合の板とも云別傳云下散とも蹴散とも云掛算とも云ハ誤也又云草摺と云ハ惣名也今世下の段を草摺と云上より一二三四とも云草摺とハ下一説に惣名を下散と云

草摺もいづれの板とも菱縫板とも云 射向の下散と云 右の下散を馬手の下散とも大胴の下散ともいふ云あり前一枚ハきんかくしと云後を引とも云

一 揺糸 傳云下散をとむる糸の事也揺糸の下に繰挙の板あり後の方ハ脊捲の繰輪と云前を揺挙とて上帯をしめまたし繰挙の板上帯の上へかゝるやうにきし草摺のしゝとまるとハ下散とも云也又鎖と付るもあり是を腰鎖とも云腰當とも云揺糸と腰付ともいふ也但古ハ威付ハ揺糸なり

一 裳 今ハ無 草摺の下にいすれの板を菱縫の板と云是ハ獅子蝶なとの金物を打也但板一枚に三ツ宛打也或ハ一ツ宛も打也一書ニ下散七間背板ニ八間頼義の作也但腕巻也

一 威付ノ下散ハ搖糸なり

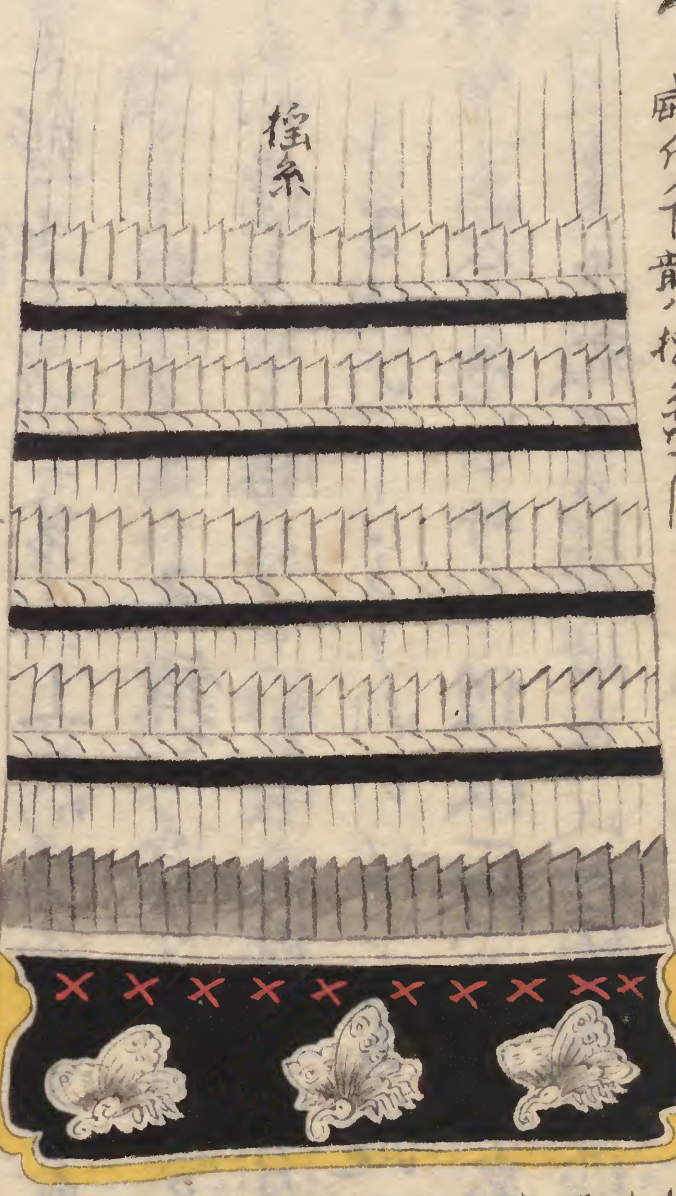


今はゆるきとなりすへてゆるく
といひてゆるかす
ありかしてもかく
は楮の目かさとまて
かしらをもなをし又
毛をとうくしうるも
これは今の形為
かくるものこれ各
口傳有り

七乃の下散

前 左 コトバシ イムケ氏
中 イサスリ キシガクシ氏
右 ヒツシキ ヨワトウサキノチサシ

一説
後 左 シバスリ
中 クサチ
中 ケサシ
右 芝スリ
此も云前説とも同し

又前と動の板と云後と引敷とも引敷とも云ねと萬將乃氏書有り

云右と隠扇板と云

一 蒜袋 傳云是ハ蒜の下散の中に袋を附ると云なり 一書に
助裏といへり今世鼻紙袋なとを胴に付るも是人の好による也

一 二 脇楯(ワイダテ)乃事

一 脇楯 傳云 右の番(ツガヒ)を塞ぐための先小札にて鎧直垂を
着てさて脇楯を右の脇に當て上の緒をとつけくに腰下の
緒ハ左の脇に留(トメ)させて鎧を着也然して鎧直垂の上にて
先脇楯をとする事古来の法也されとも脇楯斗して と云ハ
鎧直垂に脇楯して未鎧を着或ハ着たる鎧を脱(ヌキ)たる付
の事也 保元物語に義朝赤地の錦乃直垂に折烏帽子引
立て脇楯斗に太刀帯たり 太平記に新田左中将義貞朝
臣赤地乃錦直垂に脇楯斗して遠侍の庭上に座し[illegible]

又本文藤原資氏尚もこれを強く引なは落す渡と脱前
脇楯斗は大童なりと東證に南の法堂供養の日
言継若法師は前庭観者難乃協云をいふ甲の上に着乃
之を為失宴云言継小舎人童聞此事言継に告言継嗔曰
著主君御鎧の日若右事の脇先脇楯を取て進之者之
加巨難の者未辯勇士の故實と云こ 脇楯来歴を神功后
宮異國退治の御時八幡大神 胎内より御渡の脇
不合之言付弟禰一枚取て御紐にあるを右手紐に胎内に
宿給八幡大神已に六月なるを然りしは母后の御腹大に
如て法渡を取るに御膚あきらか此為に云ふ良乃神
の討として 渡の脇楯と仕立なるとて云良の未へ武内
宿祢の事に中学集に 青神功皇宮異國 治の時

適當懐妊玉躰其へ大鎧開テ不及其ハ脇即以楯隠従此日本
武士例而以為脇楯也 別傳云緒 釣ヲ釣脇引と云
又云脇楯を内脇比喜とも云こ 脇楯の下は校相の板と云こ

脇楯

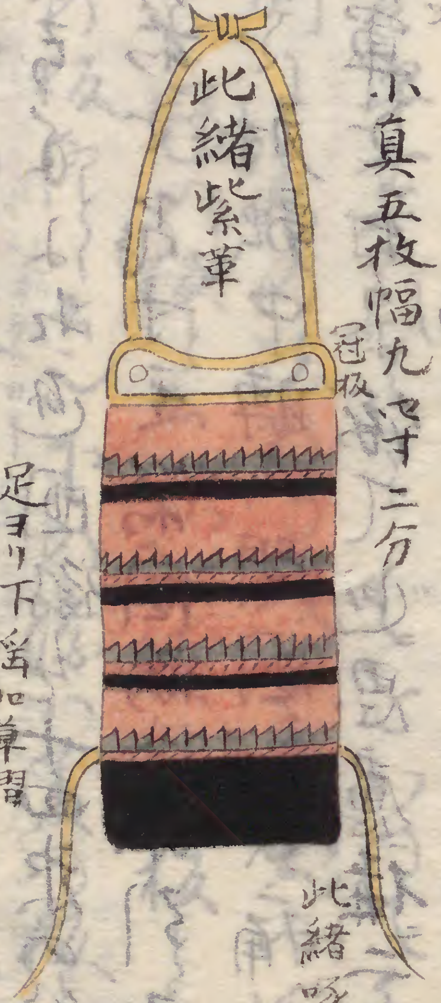


一 袖

三 袖乃事

傳云袖を肩章也 又披髆とも 祖傳とも書なり
大袖とも置袖とも云こ 中袖小袖と云へ太袖付ていふ所ま
で御は害を放は袖をとるこ故乃今ハ袖を少くして
中袖も小袖とも云こ中袖小袖を其へ奥の当代の具足の形に

圖さと考せり又吹返しとなられし弦中にて吹返しも見ゆる也之
但古来ハ何れも袖を付吹返しも大也弓を法く則ち之ぬるハ曽て
不見或ハ見へる謎を脱也或ハ且ツ謎の事級をそへし
あらし太平記ハ書し家ハ城中櫓おとしての事くさ外そ
何も袖を付る也東鑑ハ和田小太郎義盛と西木戸の太郎
𡈽衡(クニヒラ)と互ハ弓をよれ返𡈽衡を十四束の箭と挟む義盛
もと十三束の箭と挟む又吊𡈽衡の末引弓前よ𡈽衡カ
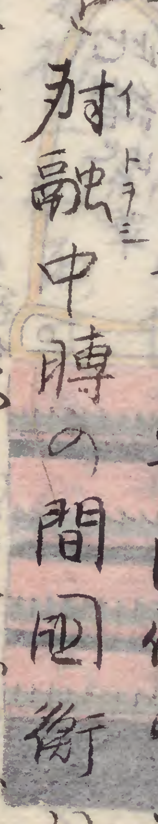
甲射向の袖を射融(イトヲシ)中縛の間𡈽衡ハ痛底開退出て
又𡈽る大将軍と射るに依て廻思慮様二箭ヲ相見とそ
今小袖の鞐(コハセ)の緒を袖付の紐と云所よ大袖を取ハ鐶座の
紐とも云これを志加の紐しと云加よ謎の釘(コテ)蔵(カンザシ)の冠の板よ
ある穴を志加の紐通と云てハ此糸を通してとむるの所也

志加の紐とこれをと云ハ非也たゞ大ハ総角とある紐を志加
の紐といひくよしと云説を既よ袖の上よある鐶と志
加鐶と云之大将の着長(キセナガ)よ総角を付て大袖を取る
般中袖或ハ平士ちれにこそそこをかつて手呑の環と云之
又一説よ別よ手の紐あり或ハ手㒺(カタメ)の紐と云てもよしと
なり一のとと冠の板と云之とを縄(ナワ)縄如(ジョ)の板と云是を次より一の
板二の板三の板なとしと云之下の際ハ菱の板とも菱綴の板
とも云上の金物ハ梅(コラカイ)欄の金物と云一説小手よ仕付也
と小袖と云列よ設ると見袖と云をこれハ大袖の事か
たあしれ或書ニ袖の紐と相しめ紐と云とよし袖付の
紐と云し　又云梅欄の金物とくへと云ハ非なり　胡頽
と云ハ大袖を付る締(ワキ)の金物といふ之

間の金物

間ノ金物如是枚菊の透彫金也
九き金物にあるへし　澄の金物同き也
右の寸法ハ長一寸五分ほとあるへし
幅ハ一寸も同
外金物も透彫ハ同前なり　紐幅は長さも花よりあるへし

左右袖

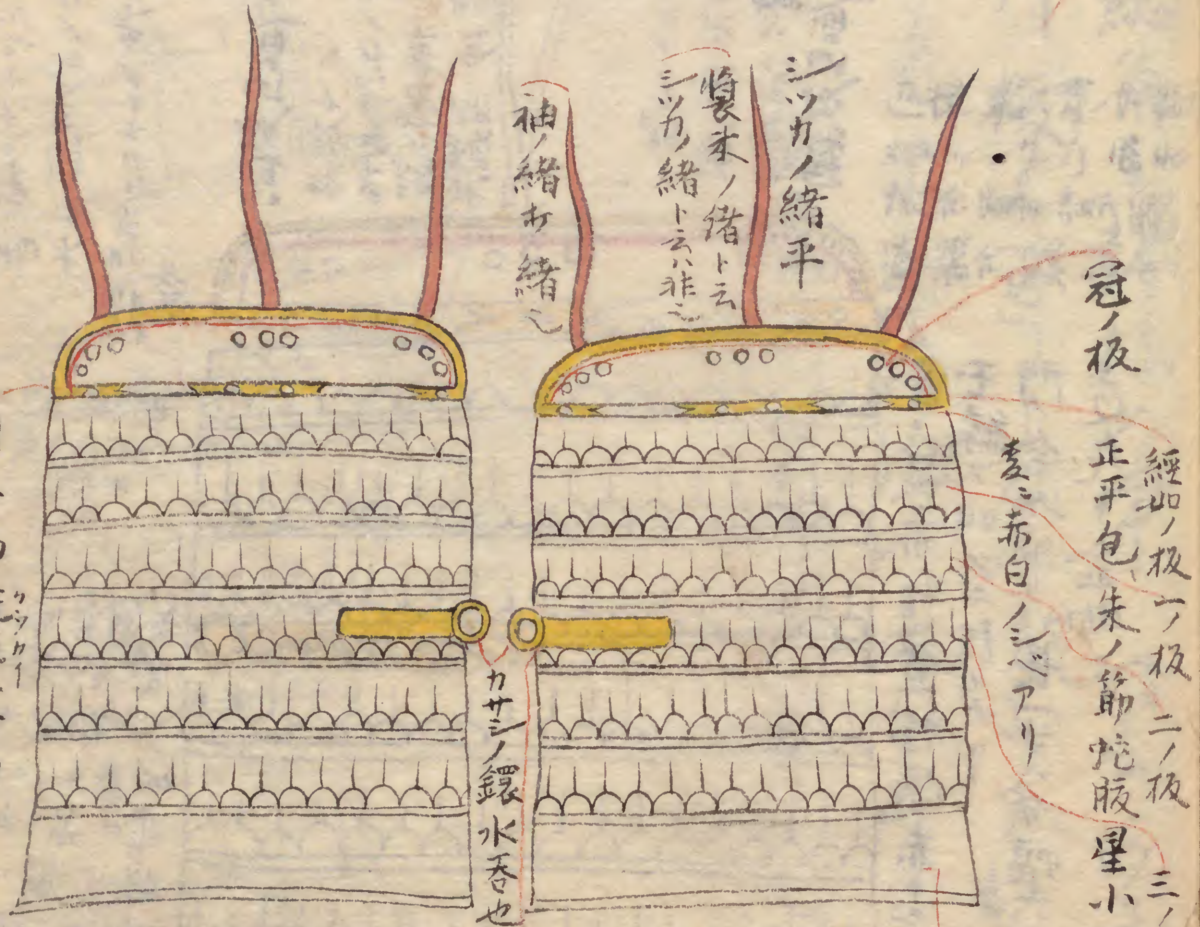


菱ノ　又菱縫ノ板

描スーカラミトモ
水金物左右同又間ノ金物ト云
説ニ笆ヲ志加ノ鐶ト云笆ニツクル
緒ヲ志加ノ　ト云伝ヘ　又名香
緒氏又ノ平ノ緒

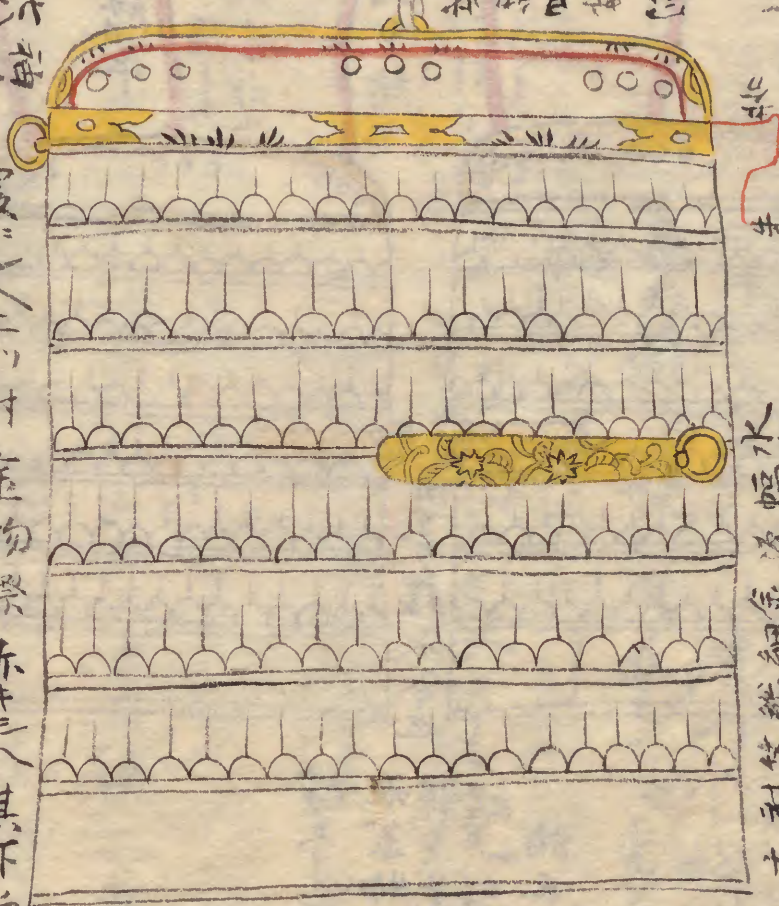

袖長一尺二寸小真七枚
長二寸宛但上一枚ハ一寸
二分横縫ヨリ上二分
殴ニ上ハ重ナルナリ
小真ノ數一枚ニ五十八宛
也惣廣サ一尺二寸五分
菱縫上ハ十八下ナル
古法本式 袖ト云ハ
何モ如是

實ニハ二ツ付 金物際 赤キミヘ 其下白キミヘ繻子九クシテ
玉縁ノ如クニ付ルナリ
門ノ金物中ノハ長一寸八分幅六分 両ノ脇ハ長一寸五分枚菊ノ
透九キ金物也

一 袖附様総角ニ張様の事 付云口伝あり 二筋ともに猪の
目より引透上へ出し かけ懸ますに陣より向陣ニ
一 内向にまはる時前の猪目の緒をかけむすひにまはる
手巻の緒ハ総角の口伝にむすひむすひ根図にて

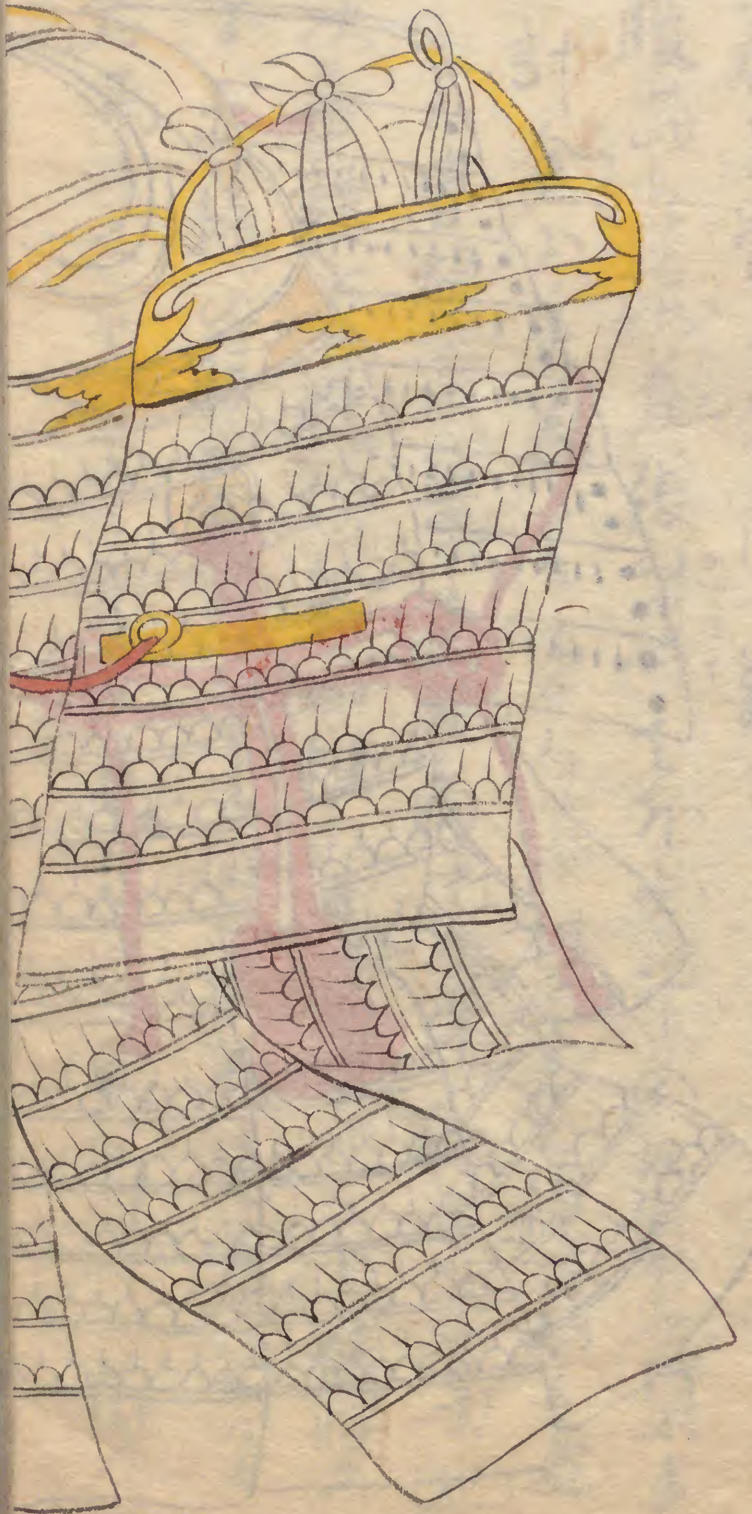

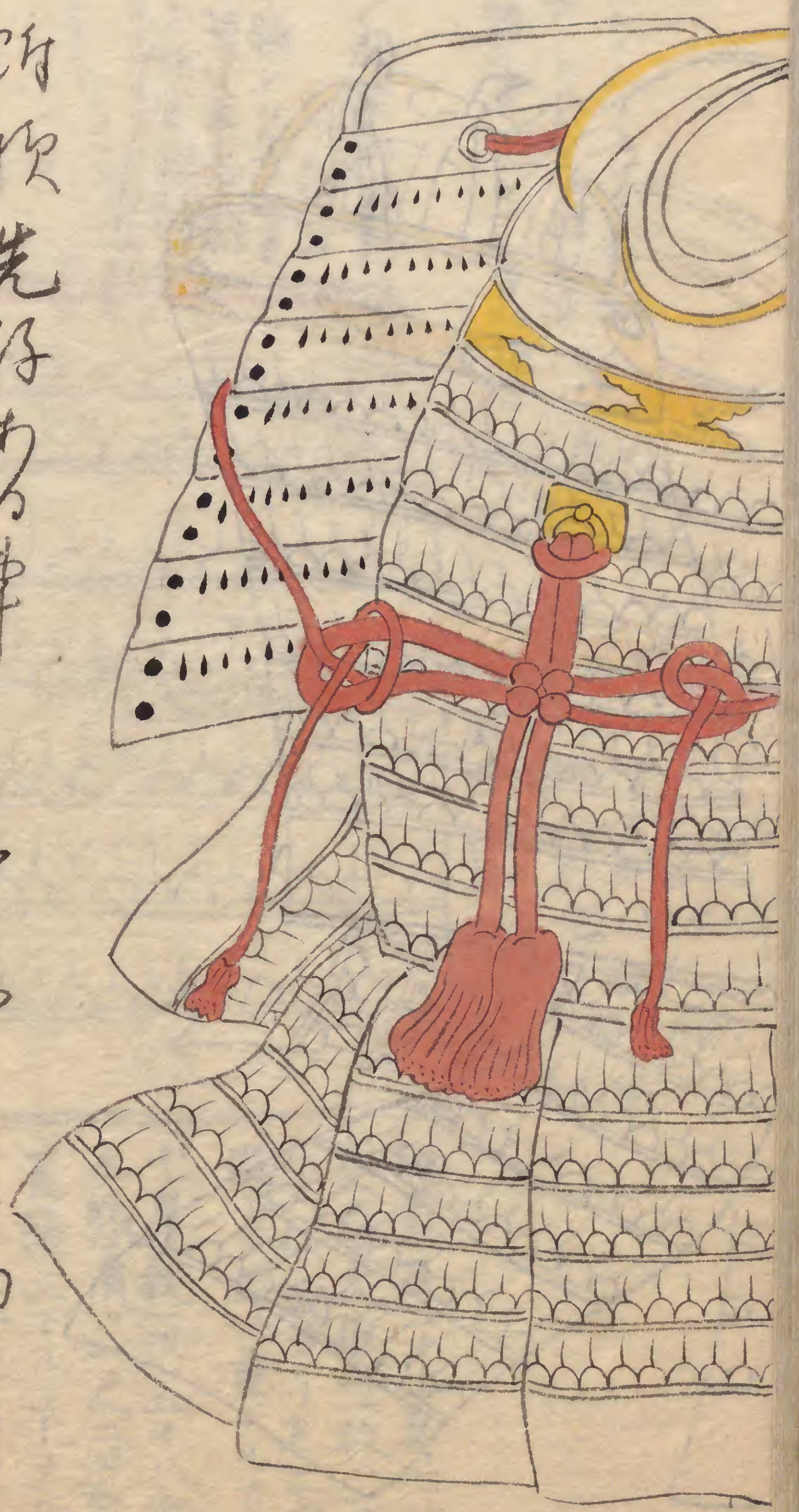

一袖よ大附扱先好ある事　是ハまよ大将物具の
下ハおらぬてよ異也
ゝ也　腹巻乃事ナリ

一腹巻　俗ニ云腹巻と云ハ後ニ而合る也背割の具足
なり然るに後ニ而合せて背板と当りや威毛ハ鎧

一同前之背板とかう云ハの板と云説及一説神宮后宮より

始り是も背後ニ而合る分具足也肩と脇とふり合の
緒を但背分(セワリ)具足と云ハ各別なり　又云　腹巻のる
腹当とも当と計り云　太平記ニハ段当とし腹巻とも
書より東鑑平家物語保元平治物語ニハ腹巻とあり
太平記ニハ斤小手ニ腹当して　諸具足せる中間ニ
百餘人二行ニ別を引開(?)路次とそ歩ミけるとあり
也りて腹当も旗差(ハタサシ)張替持(カヘモチ)も歩卒の物具也斤小手
とハ左ニ計金(カナ)小手を差る事なり　村ニ具足悦の者之也
諸具足とハ冑頬当篭手(コテ)脛当まてし終りと云事也
又長崎次郎鎧とハ脱捨(ヌキ)節の帷の日月推けるニ精好の
大口の上ニ赤絲の腹巻著て小手脇ハ不差免雖(ケイ)と云名
坂東一ノ名馬ニ乗て宇り乡と是ハ身を軽して働んと

のおゑ也又此腹巻公方へ進上ある法ありて先陣を遂て
次に役巻あり鎧を唐櫃の蓋に居て二人にて持てあ
ゆりさて役者も一人役之但胄添には鎧同前之先は役者
弓箭斗のりめ之東鑑平家物語なとには将衣のたよ
腹巻着てとありて用心の為に着する事こさまを宿
直の役者なりと云也古代腹巻をのみて繪図にも見え昔も
鎧筒丸腹巻とて推添て用たる物の具也此役者の
和も小笠原家に用る腹巻は秘事也ともに用たる差
下を利るとも又小笠原の手證を何も秘事之一出
腹当と云は腹巻のてんこかりて坪板なし此前に背
通りありせ

## 腹巻之図

胴ハ上ノ板とも五枚也
脇ノ披き自由に威付るゝ

綿嚙 正平
蛇腹アリ朱ノ筋巻と
裏ナメシ革

栴檀の板
とも筒七枚
真中にて二つ
一尺五分筒
より草摺まで
威付程糸同し
草摺七段之
背板の草摺とも
八段なり

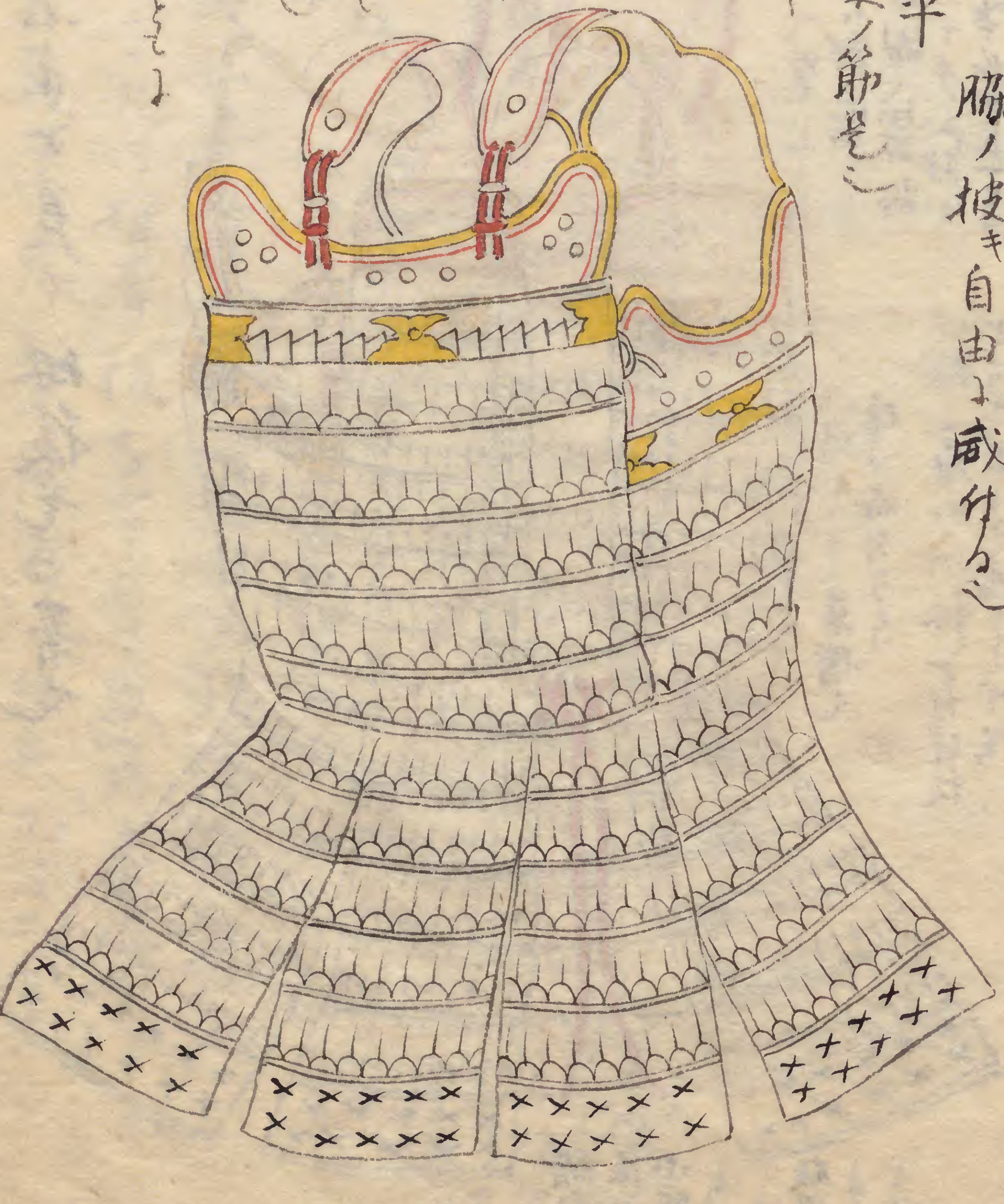

草摺五枚長九寸二分

左右の小手を差て胴後先を着之

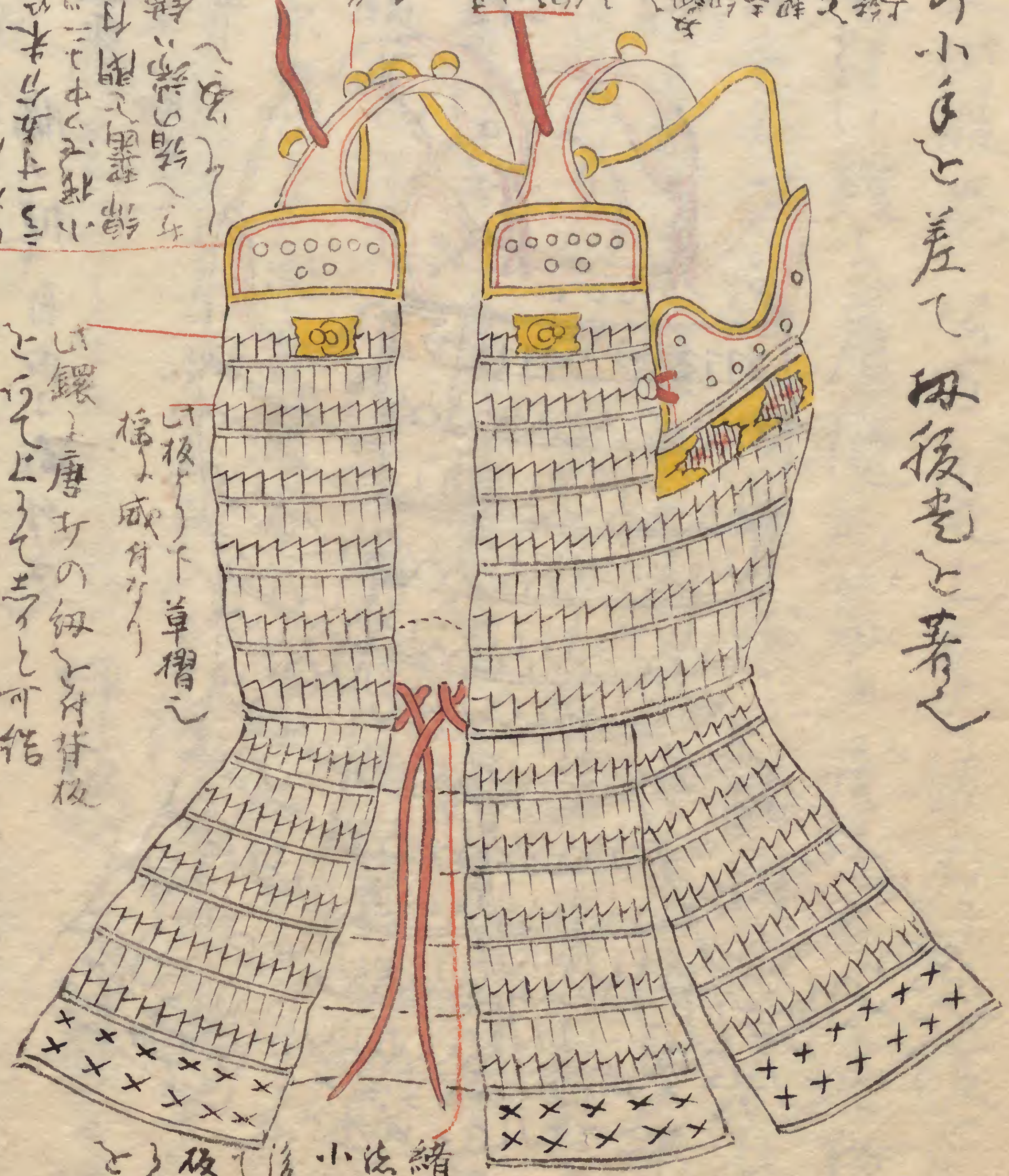

此鐶ハ唐打の紐にて背板とうそ上とて可結

此板より下草摺之
揺ハ威付なり

緒付の根緒ハ
法ハ象木上ノ
小鉤ともに結て
後ニ後ろさ前ニ
て結さて背
板の続と前
ろて以上帯
と締る之

背板　一書坪板ト云

此紐錦繍ニ
不ル鉄ニ結付
ヘシ

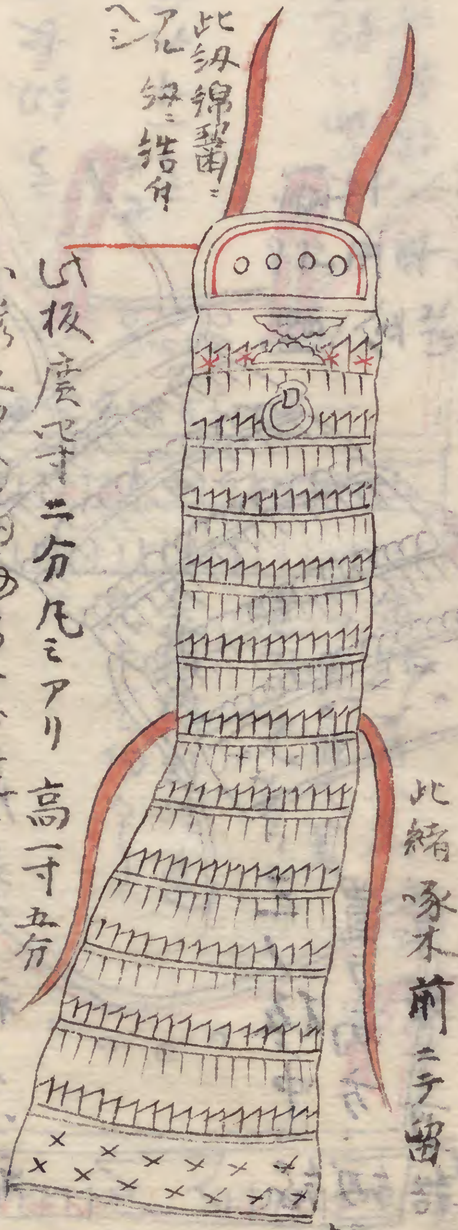

此板広サ四寸二分九ミアリ　高一寸五分
小桜五ツ金物アカ方蓋縫三ツ

此緒象木前ニテ留

草摺スソノ広九ミノ
外ドハリ七寸五分内
ノリ指渡六寸五分
右一寸ノ九ミナリ
胴ノ草摺モ如是之

上七枚惣高一尺五寸小真長二寸宛但ル分宛重ル也
小真六枚ノ高九寸推著ノ板高二寸五分惣一尺五分也
草摺五枚小真二寸宛　五分宛重テ惣長九寸二分也

小真五枚長八寸七分但小札長二寸宛

上一枚八二寸二分横縫ノ上二分宛重ル

廣九ミノソ四ノリ八寸内ノリ指候こ

七寸ナリ一寸ノ九ミナリ

一書ニ云腹巻ノ袖ヲ小袖ト云フ之又ハツホ袖トモ

三ノ板ノ中ニ緒ヨリ一寸程

置テ両方ニ紐ヲ付

水引取テ可結

此三ノ緒ニ綿噛ノ

リミノ緒ニ結付ル

一間ノ金物廣六分

厚サ一寸五分ニテ

板ノ色此德迄高

但ナシ依テ輪ヲ

取

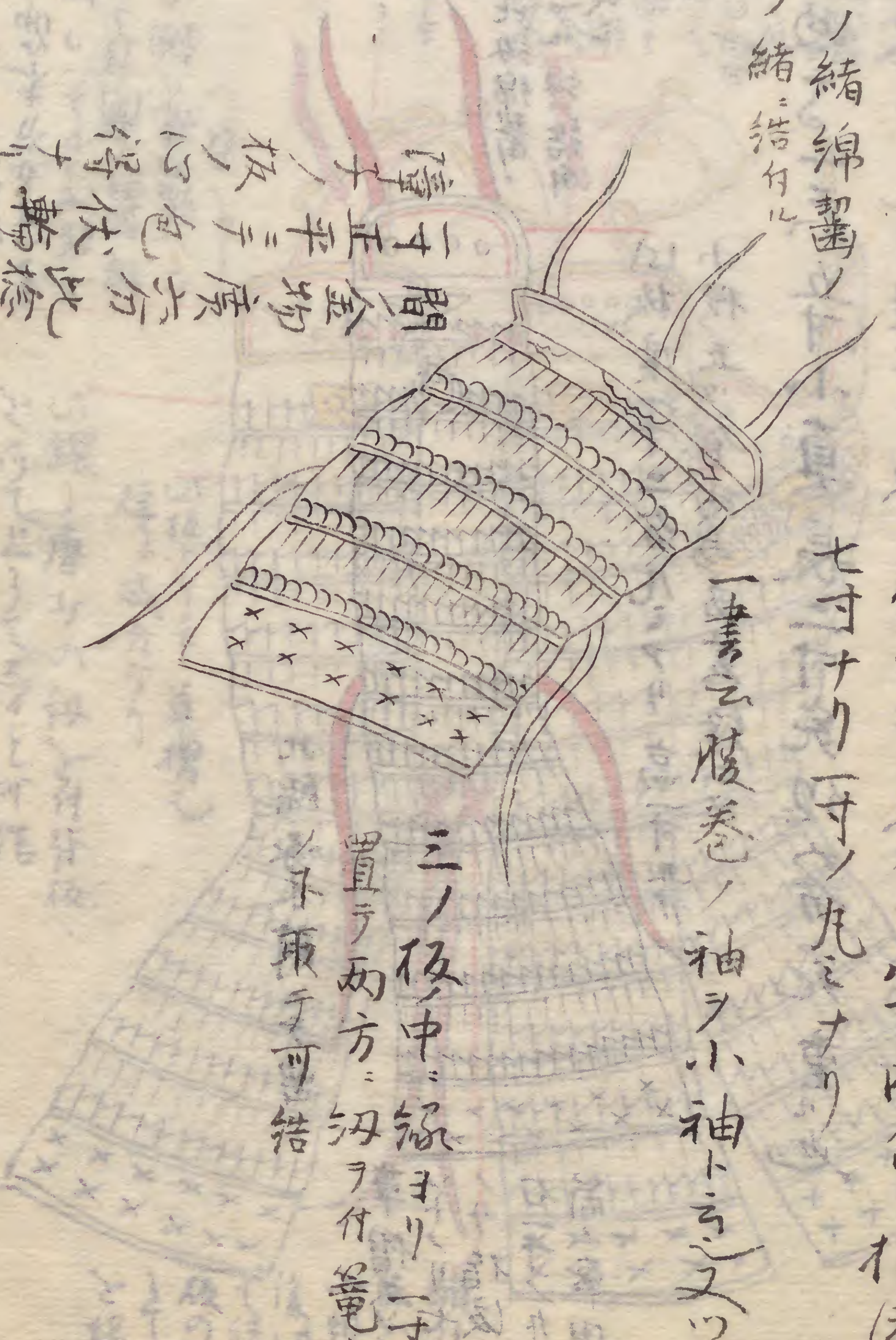

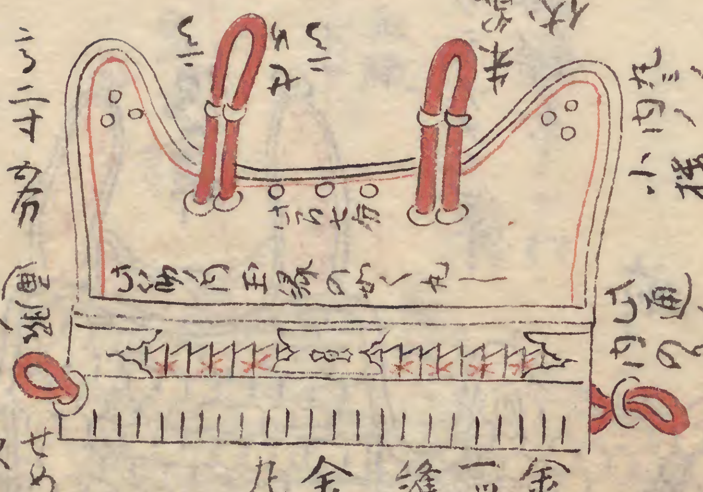

九寸五分 二寸五分

十一寸

一寸五分一寸

廣九寸七分 内ノリ

八寸七分 指候三様小

分一寸六分 廣三寸

金物ノ下小札一ツ宛並て菱

縫四ツ又ありし

金物板前の透

九も合也

せめ付緒よ明ノ

板のこそせと

かくなし

二寸分

胴ノ板頭ノ金物

廣三寸七分指候内ノリ

七寸九分ノ内ノリ

三寸二分

金物下ニ小札一ツ宛並て菱縫

二ツ又あり

小札九ツあり

二寸八分

但小札ヨリ上

小笠原家腹巻圖

表錦亀甲ウラナメシ革
惣縁金革腰鎖糸ヽ口传
有之

大将ノ鎧ニ七ツ袋ヲ付ル事也袋錦又ハ金襴之内ヘ物ハ圖ヨ

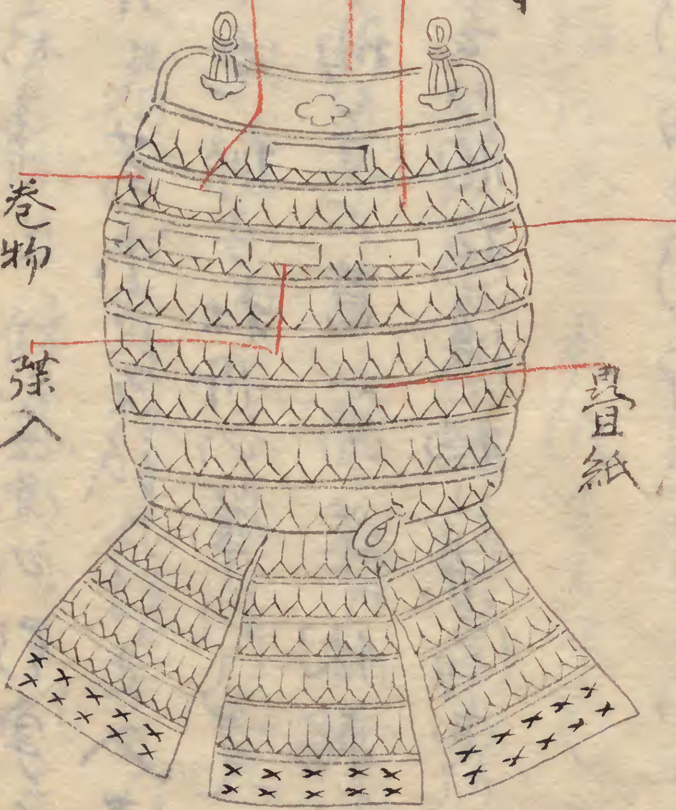

右鎧に七ノ袋を付事 古来よりなし 専らたゞ袋に鎧
付と云名目是也 但八領の鎧ハ袋を不付也 家ノ日記に宝
なとハ諸袋に入る 故事も小笠原の故実也 近代菊桐
の裏にせしらんを付て 茶室畳紙なとに入るゝ

一 表皮と云ハ何方とても包 獅子 牡丹の華のるゐ 正平革是也
形粧と云ハ胸板 後 袖等を 菖蒲草 伏輪 組の糸とし
飾と云り ウモンと云ハ胸板 後袖に赤白にて細き二筋
わりと云也

当世乃甲乃事

一 近世の甲の事 古法と異して 互ニ用らるれハ定
まる法なし 右彼の法によりて其人の好ミに随ふ也
指物と云ものハ 天正より始まると云し 然古法ハなれハわけすき
付や当世指物なとあるのるいハ総角とつけ次合当離(カツタリ)請筒(ウケヅツ)なと
又近世専に用しる甲わりこみ頭しかさゝ事也
今も者頭物奉行なと小馬印など用ひ或ハ胴肩衣(ドウカタキヌ)具足(リソン)羽
織(ジンバオリ)なとを以てしるしとしてさし物とさしける類の士多くハ
古法のことく大袖わけ添たれなと用ひてもよし 近来ハ利
用に随て中袖小袖なと用ひ合当離請筒わりて冑も日根
此みなと用る事なるへし きなし 背の合当離(タリ)なりした
二ツ空とは当世の膝に穴を二ツあけて後より三尺ばかりの地に
乃とものとはさ通して肩へかけて後にて結合これをてくる
はさりたるとゆりよる振に付るわりこれとまんなかで
の穴と云之下散とも かけなし ある

当代之甲
合当　請筒也

右書付乃通の外ハ本式の鎧の名所ニよらず事多し 当代

本来たるものも鎧の部ニ名を書くは本意ニ略之

六　籠手乃事

一 籠手 侍ニ云臂卓也 針の字を用 小田小手ハ小袖と云ハず熱深ニして瓢ありしを家の紋などにもある也 毘沙門小手なし小袖を仕付たりけるを 筒小手 鎬小手 南蛮小手 富小手の品あり 鎖にも八重鎖あり 小手の地をと家と云家ハ布曝などよしとし 一指二指と云 一ト 近代当用の熊深ニして篠筏花形瓢肱金閣の板有 閣の板と云ハ最期の軍と思時姓名を註たる也 銘の板とも云 今花形などと云半閣の板の故實也 或書ニ小手脱金物と額の板と云と見 際の板を冠の板と云 二の緒を冠の緒とも小手附の緒とも 鞐の緒とも小手附の鞐とも云 又手の入とこなどと家裏と云 手先の緒と

手首の緒といふ 韓付るといふ緒といふ手のおほひを手甲といふ
或鉄蓋ともいふ これに裏文なきとするもの又金錆或は鐶立に
するもあり 大指のもと爪摘といふ 肱の上なる金物を臂金と
呼なり 其ほかに瓢紋鐶 桴流 南蛮錆なとと形によりて
名も異なり 既に絵図にあれは略す これ古法の小手
なり 篠小手 小田小手の数あり 今は筒小手といふ 鎧直垂
の附て左右の小手とさため 又射手の右の小手を差
手と弁論す 左右の小手は弓小手なり 当世用る弓小手を
又別ちり 緞子金襴の類 又は曝布にてもいろいろとして作る
内のうちを かうそして かちてうしひつと用ふ 小手首の手かれ
芥子と用ゆへく
左右の小手 左右の小手といふは地は錦之篠亀甲絵図のとほり

又中に鎖を入て 篠亀甲なきもあり 太平記に籠手とさして
未蝶着と有は此小手の事也 又小手の袋 幅袴なと付にあまりて
一色に皆赤ふりなれともいふも小手の家 縮の赤きといふ 又世に楊
梅桃李の左右の小手 獅子に牡丹 佩楯といふ事 楊梅桃李は小手
の家をといてに濃しる 織物の事 獅子牡丹の佩楯といふを
家縮の織紋かけていふる事也 今の説は誤く

一 籠手さし 其の事　伝云別義なし 具足にさしせ
をぬくはからるりたてし 甲冑流の小具足に籠手を付て
具足につけおる利あり 具足は胴より着る故 具足に
付るは先つけ置ての後に着るものとさて さるなれと一人
して ささせかけかねきりのあり

釬

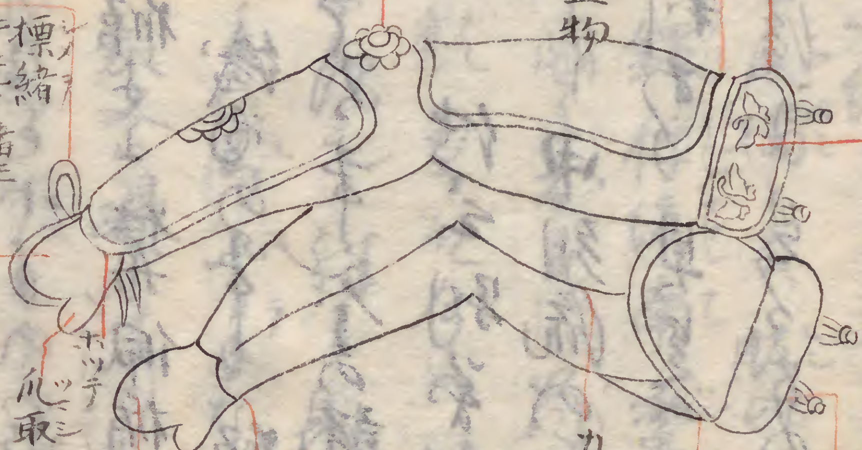


一 弓小手 弓射韝 弓韝 ユコテ トモ 尚世用ゆ弓小手の事也

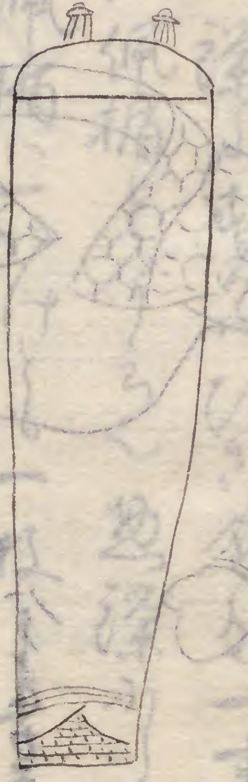


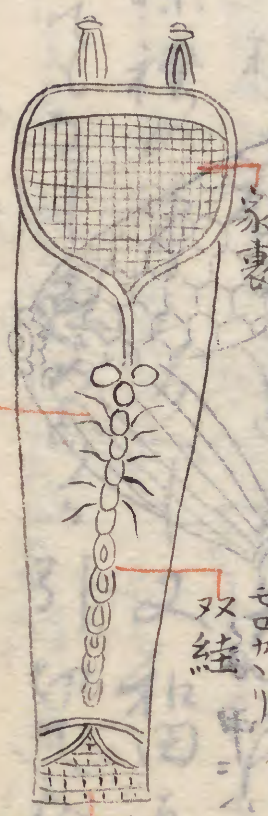

左右（サウ）の小手の圖　古来之弓小手也

古一楊梅桃李のたち乃小手と云ふも是也

七　佩楯の事

一　佩楯　俗ニ云ニ添テ小板小實　鏁是也　太平記ニハ脛楯とも膝（ヒザ）鎧（ヨロヒ）とも云へり　脛楯と膝鎧と云ハ同心也　何れも具足をつけて云時ハ小楯などハ板佩楯　小實などハ膝鎧と云　鏁ををて古書ニハ鏁（クサリ）袴（ハカマ）とも踏（フン）籠（コミ）とも寶幢（ホウトウ）とも今村云なり　小笠原家ニテハ寶童と云之　鏁するをハひざ金とも一寸程ある金を鏁（クサリ）ニ綴（トヂ）付たるを伊豫佩楯と今云之　此鏁ナシて小形ハ伊豫と越中佩楯と云　佩楯ニ一かけとも一枚とも云ふ也　又太平記ニ

一　古波悪太郎ハ佩ト板ニ射とめられ矢を佩楯ながら引切て投棄とあるハ鏁袴の事なるへし　又和田五郎軍の最中なれを首ヲ云ふてもなし　悪太郎か引切て捨たる佩楯ヰなど云ひて計る謹擁ニ備へ身ニ射込まれたる矢なく折掛（ヲリカケ）て主上の御前へ参合戦の様を奏しけせ候を云云

佩楯用捨　伝云佩楯ハ馬上の太刀打の為に用ひてハよろしからん永正年中ニ諸絶流りたれとも馬上もつきよく出仕御はかまにも佩楯をして出るの事なくては左右ひしと無用なれハ丑年よりもなし

一佩楯緒結ひ様　伝云後ニて紐と一かゝりにくゝり胸の穴ニ左右引桜前にてとむるもの也

膝鎧

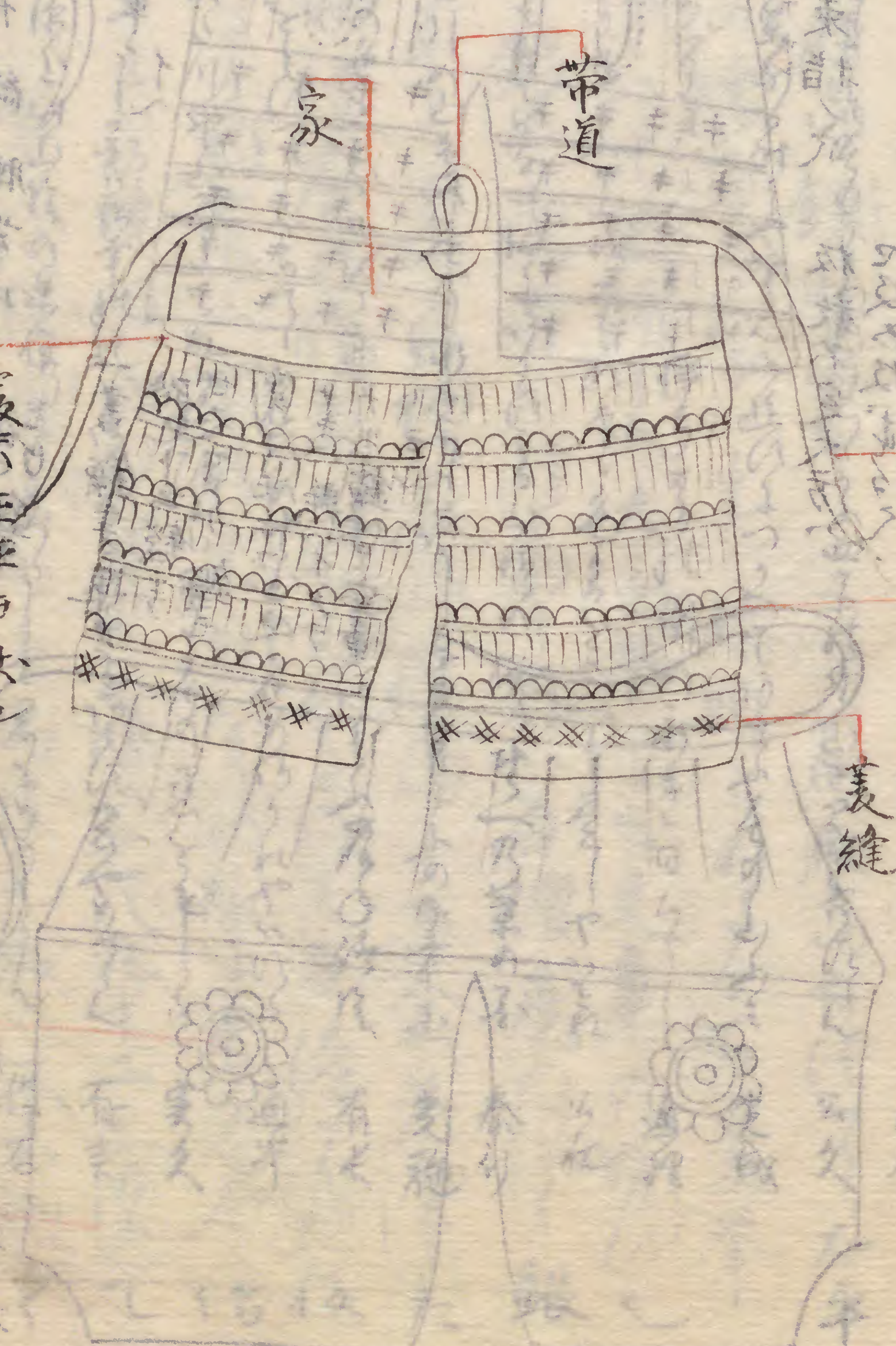


一書ニたゝみいりかて八尺五寸

板佩楯

腰付ノ緒　腰帯ト云

踏籠

裏ノ方踏込ノ下わたへかけに出てゐるし佐竹もあり

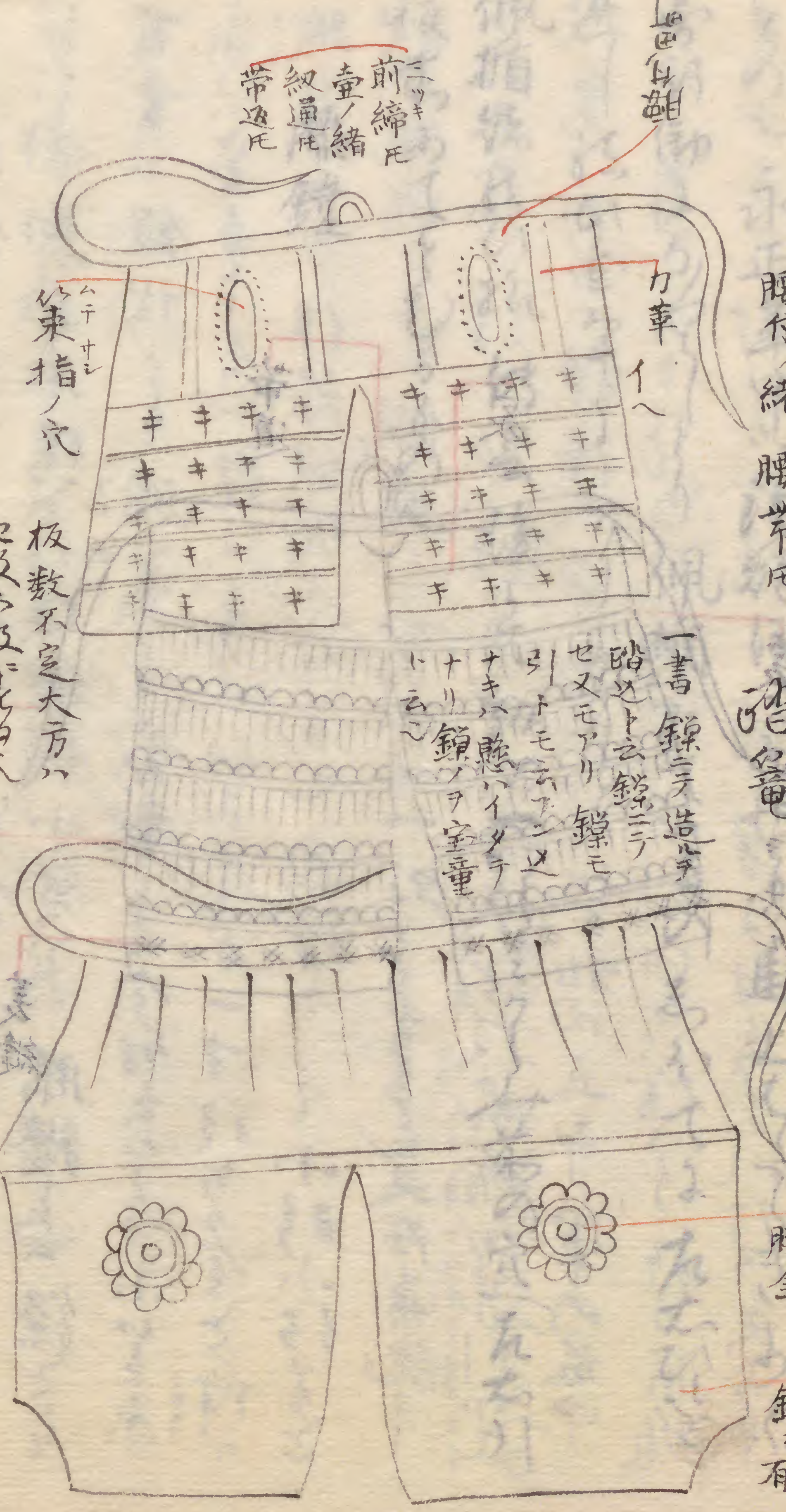


四ケ所革をとりつけたてに付るを力革と云其方にたてに切さきたる穴を策指の穴と云

一臑当ハ臑当乃事

臑当ハ佛云髄当とも書 脛当とも書 絵図にあるごとく 筒脛当 篠脛当 鎖脛当などと云也 筒脛当古法なり 太平記に大立挙の臑当とあるハ是也 膝頭よりあるなど立挙と云是を今ハ十王頭と云 大立挙と云文章の勢ひ 又太平記に銀の磨著の臑当と有ハ白檀磨のごとく銀箔磨ありしなるべしと云 又白檀磨の脛当と云ハ金箔磨ありしにや 又白檀磨の臑当と云ハ金箔を置漆にて蛇紋を書て磨たる物也とも云 雲形木目など様に光る也今俗に

一馬刀柄と云ハ篠臑当のごとく 篠ハ七八九十二三所にて二重鎖にて繋ぎ鋲貝摺にて馬皮毛織又云鐶にて九めぐりにて平ならぬハ篠とも籠とも云なり

君をこそ詠くらしつ千とせの小松花咲まてをみむと　雅維

君もさそ其のこゝろのうちに四方の山を見そなはすらん　公久

ときわなる松にしやいく代かはらぬ御庭のまつにけふそ春の山かな　光成

こゝろにも君よひかれて捧る此例の恵き日らし　通理

君か為々に山彼の名に高き色をとさし千代いく世　公松

君も見も相かへはかる山陰の桜せ乃筆の音　泰行

足川の山よし庵乃恵きりてうつしみ君か代の御筆に　光施

其の色をこのみ世に恵さして万代かけて御庭の陰　有長

花をそひてうつしとゝめて御庭の中山の色の限られやはする　通岑

霞の川やまの君をてらし御庭の小まつも其の恵をそしる　実久

高てらし君か御筆にかけて恵きみはる色やめつらん　有言

其保に此山陰の遠くをときめつらんと君もめつらん　保右

脛当緒結ひ様の事　俗に云後にて結ひて前へ廻して
結ぶなり　但しさしむすひにする也

一脛当用捨の事　俗に云ちらし紐の時なとに脇と
おられさるは股の外にはさみて用ゆへからさるもの也
うち上川流りにもあらし押前の時もちろんこれを
用ひてちらし紐の附て脛当とちかふてよし
といへとも此なるは脛当の如くに脚半とりて付よ
仕つけて見分とせよ　ともよしとの流

# 脛當

筒脛当之

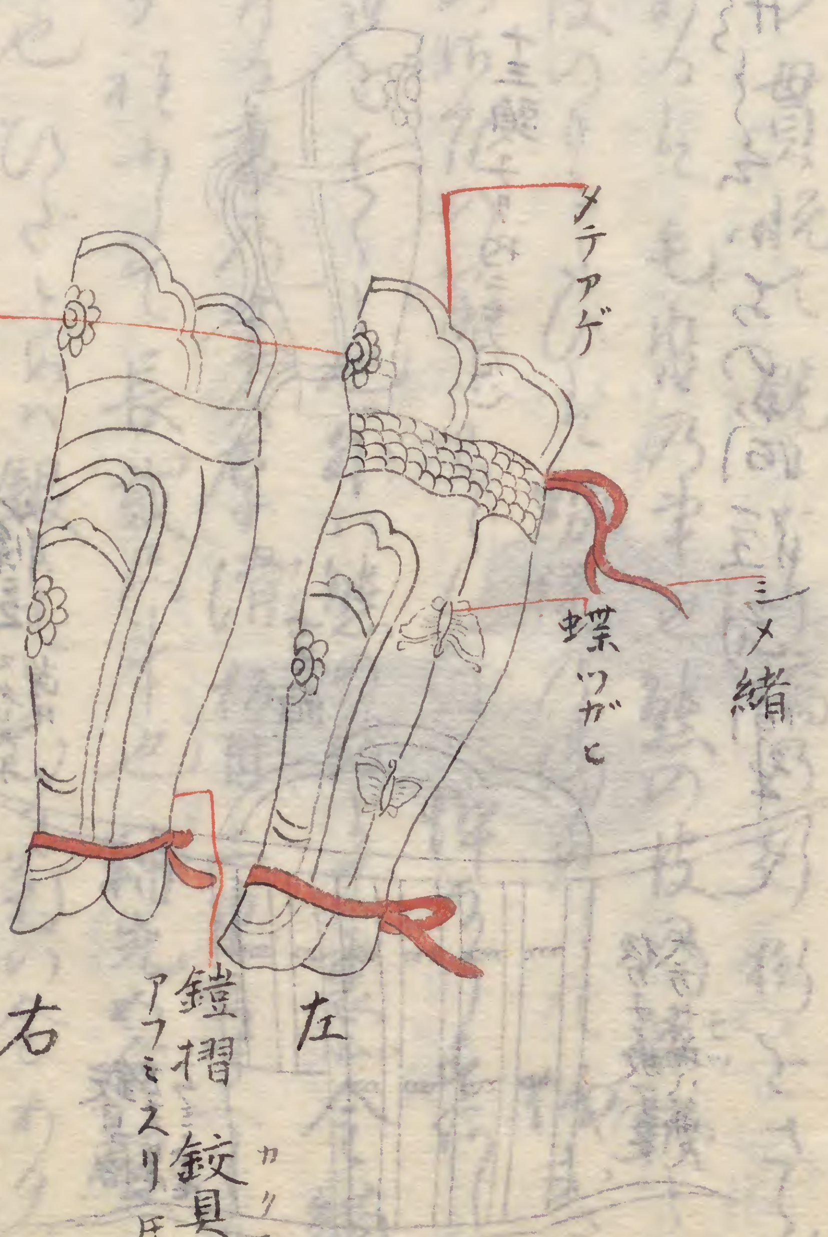

昆沙門

今昆沙門形といふハおの筒径尚同事之

九 毛皆乃事

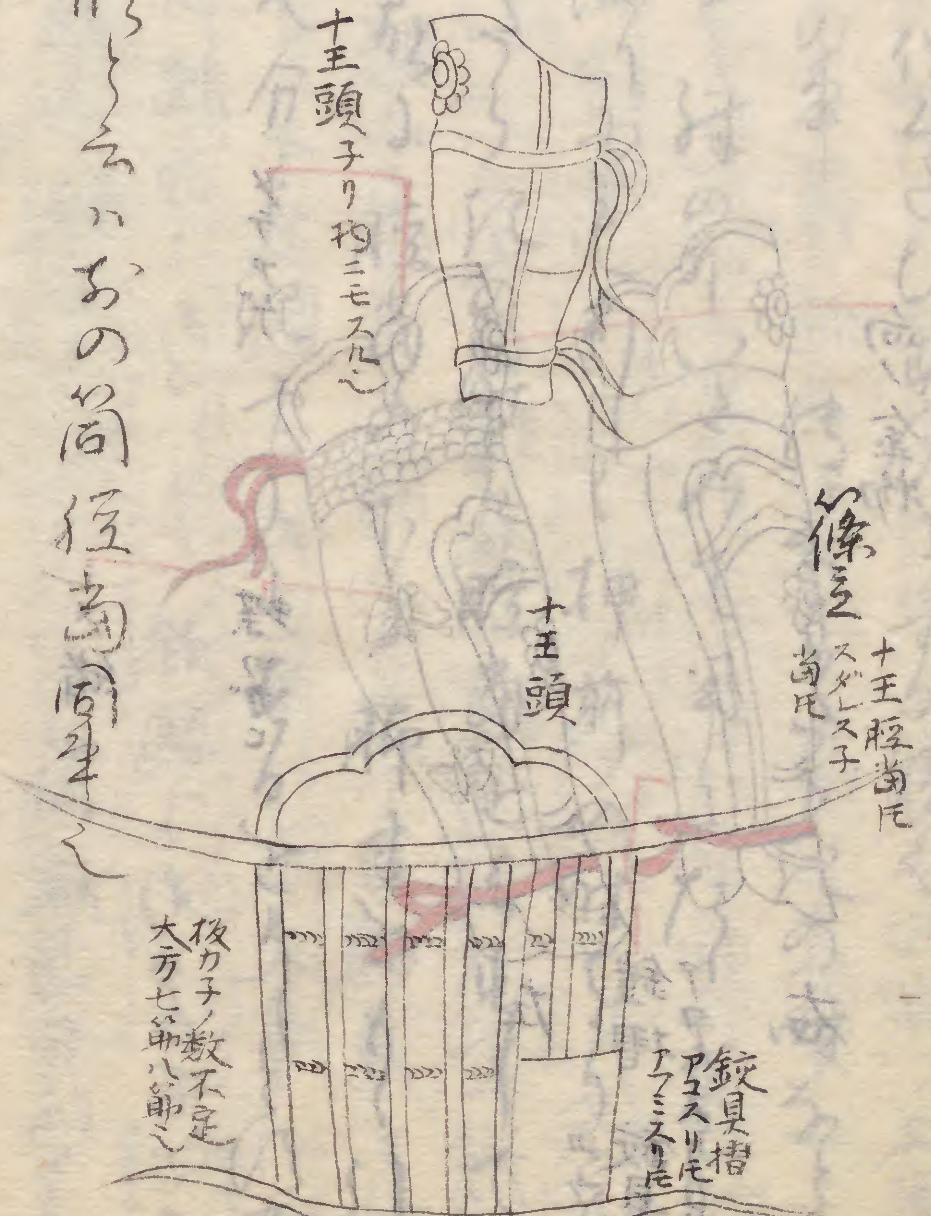


一 毛皆 侍ニ云熊の皮ニて作也大将軍乃毛皆と限りて
縁金をとらん右事作よりて連貫と云り 又平家物語ニ
筒井浄妙 貫(ツラヌキ)脱(スイ)て跣(ハダシ)になり橋乃行桁をさらさらと
走りとあるも毛皆乃事也 熊の皮乃揉(モミ)韈と云ても
事也熊の皮のもとしひとて物様乃物ニして御式の時ハ
用也貴人の所作の節ニもちいらんずハ撰ならり見苦
それども毛皆ともいふ也私ニハ熊の皮ニて裏ニ金縁或ハ
綾(アヤ)おもてを付る裏乃革ハ厚滑(ナメシ)板目二重ニ上し緒(ヲ)ハ苧
革幅六分程ニして長貳尺斗也 鞜先ニ介襞(ヒ)積(ヘ)を
とする也ひざとめハ銀ニてもとり菊の金あるべし
緒付乃所ハ限りて桔の目と付菊の金とて桔の目
のあら限りて幅ニ介の綸(スヂ)金をとするニ筒の長七寸程ニす

一 これを知ておけと云也

毛沓圖

一

十　上帯はちまき　付　標高佐保の事

一 上帯 傳云 布一幅六尺ニ畳てくけ 色ハ赤白浅黄
不定 長さは古法ニ謂の上帯一丈一尺八寸 簡の帯
九尺八寸 腰當乃帯八尺といへとも 二重ニ廻らして
能結ふにする也 太平記ニ栗生左衛門 金澤の城ニ入
時の謀ニ 十六人の評巻ニ 上帯とくと解て青竹
に結付て旗の様に見せてしとある事をされた古来布
と見えて用ひる事知るへし 一書ニ上帯ハ常の帯
に長尺貳三寸長くするまて也 但此定かるへし
へし

一 上帯佐保の事 傳云 一前發傳の上 二前揺糸 三
前後ともおろしにかける 一後發傳の下 揺糸 二後發傳

のと三條外侍と樫糸と每うる挑太の
極ハ侍を宜し
一 腰當の作様 傳云 紬中腰當金剛腰當なとと極と
別よ巡たるといへとも いつまても不自由也 古来ハ去の
太刀と帯くるた 腰當りありて 常 極に侍ハ轡の是
是ハ是根の際下よおせけ當流よ用る者とて二説あり
一説ハ常の上帯とゆうて太刀と
めはようみて 帯とも也 古来ハ常のあとく 差侍
の上下とおもいて 太刀まて結ふ 他の太刀のうへて組
ちらして上たりとたりと二重ちらし 極ハ侍と
宜し 一説ハ四重巴て上帯とおもいの中より二重
めは組ありくるゝをとりおしてかけさす

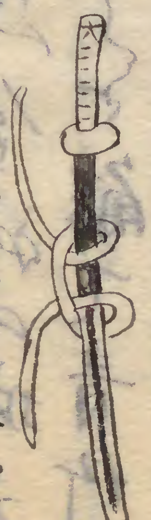

脇指ハ每說とも上常の如くさし之 但とはの説の如くよ
てハ 無武なる曲そよさ也 あるよしれ侍を宜し

一 上帯の仕様は一寸白の討紀と細ア 傳云上帯ハ結目をとき
或ハ方つめて切也 二反とく 拘しき是誘也 思緒ハ小?
腰當のひも同前也

十一 膚着の事

一 膚着 傳云古来具足着の?ハ下着ハ帷とつかう事
なり 太平記よ長崎次郎師の帷の片日（カタヒラ）の精好
の大口のうへよ赤糸の腹巻着てとあり 是ハ五月の
事なれハ帷なる也 村上彦四郎義光宮の御手子?
として腹切りける時 錦の鎧直垂の袴ばかりよ練貫
の二小袖?推膚脱（カタヌキ）とあり 又細川相模守清氏詰の小袖?

たとり籠計成て着ル 揚懸てもゐ 平家物語ニ能登殿
弓箭も捨ミな物をもして 籠手垂を着唐巻際の
小袖ニ唐綾威の籠手して 叶所ヨリ立て口ミのあとせ
かゝひいつきても具足之事之訓閲集ニ具足之下
なきといたり 当世ハ具足の中着に云之袖細ニて短く
縫と付る事なり 古ハ当世の合羽のようの物也し
たけハ主人の好次第なり 二尺八九寸とも云 説もあり

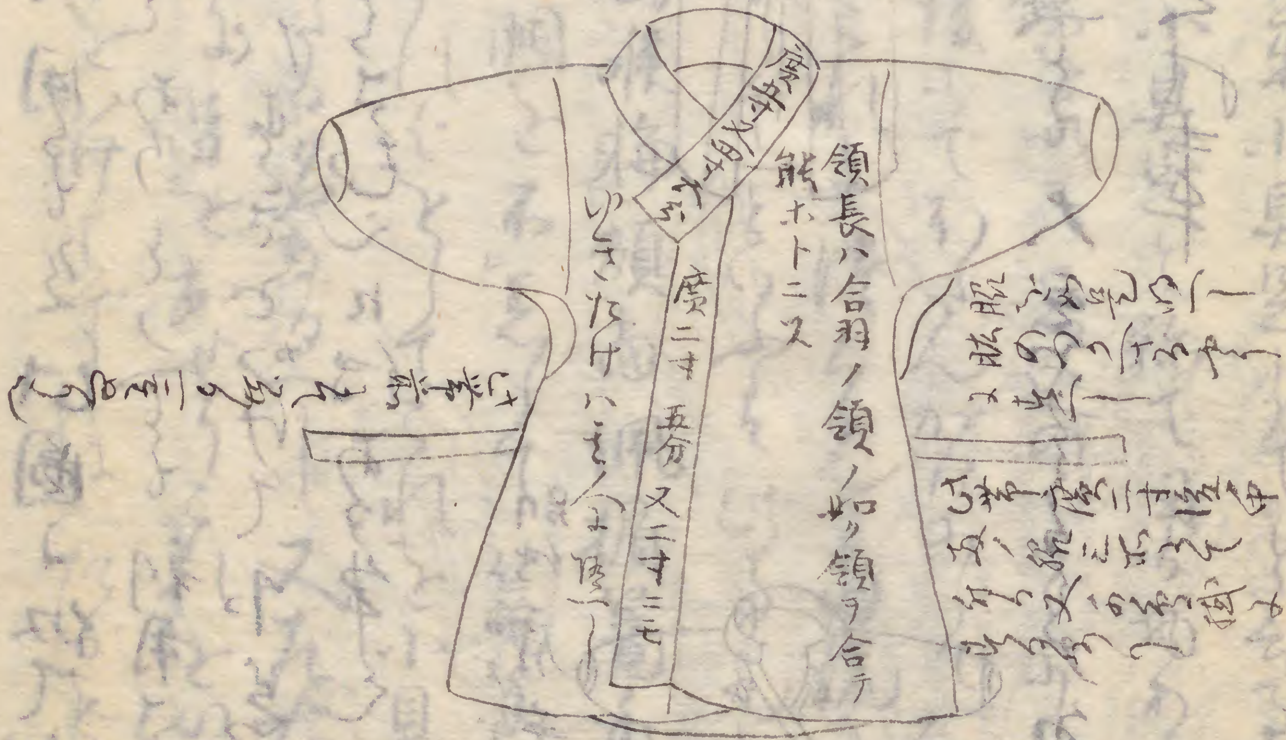

右之外肩著ありて用ひしハ此図ニ似てかゝ異なる地ちなく
れ仕立様別作なりといへとも利用さしてかはる事
なし常の小袖をたゝまきをかけて下ちとしたるハ
といへるを附たるありさまもこれ作ある事なし

別作の肩著の図

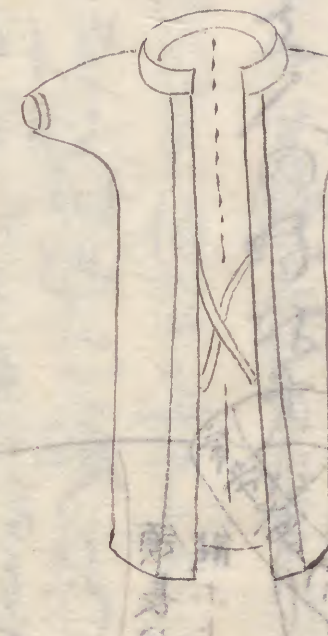

別作肩著(カタギ)の図

太刀異なりといへとも大意かはる事なし

十二 小具足附事

一 小具足　伝云古来小具足とも云るハたゝのと海の際に
おしくハおこし今世小具足と称て用る物あり右ニ図する
肩著(ハダキ)ありたくし鎧をかけて足立のしつらひをして之をしるし
立襟(タテエリ)をとほけて前後ニ分てわんかけなしてせめ小札をと
使ふあて籠手とこれを法るを當流ニ用る古書に
小具足よ籠手さして臑当をはくふ人を云を
揺(ヨリトロロ)るし　古ハ脛當喉輪頬當佩楯籠手等をかため
と小具足といへとも胴を不著して籠手をさしたるのよ
てしらへるものをまれにとてこれを小具足と称する
わるゝさき　後ニ余る名ちるへし　又太刀の小手と云も
古よりなきもの之前ニ當とおかせりこれをもつてこれも此
小具足ハ太刀の小手をかけるにすしは なるとの異なる也

又太平記に深の上に謹をと見えしといへるも是ハの歎の
ものなりしもとはし海きしと私ハとも不分明にも当流用ひ
ざる判用なれば当とおもはて

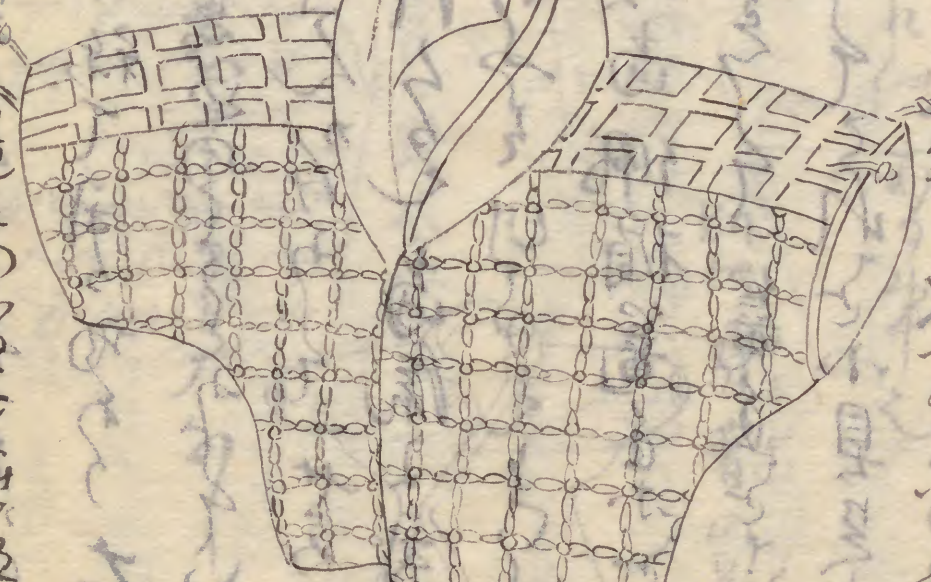


一 十三 小袴乃事

一 小袴は俗に云具足著の時用ゆ三義一統の説ハ假粧袴とも云太平記
説よりハ四幅袴と書て有此説勿論乃事也東鏡にハ脛巾と有り
武衛の郎従太河次郎兼任錦の脛巾を著金作の太刀を帯す
とあるハ脛巾とハ小袴のことゝ地ハ錦精好へねじり所ともに一説
太りは赤地を用ゆる之

後の裾ハ中に寸をて
向裾よりも四裾とある
一説には後　六つとも

帯廣八分長ハ前にて
結ぶなりとも

前の帯長後ハ四ツ違て前にて結ぶなりとも

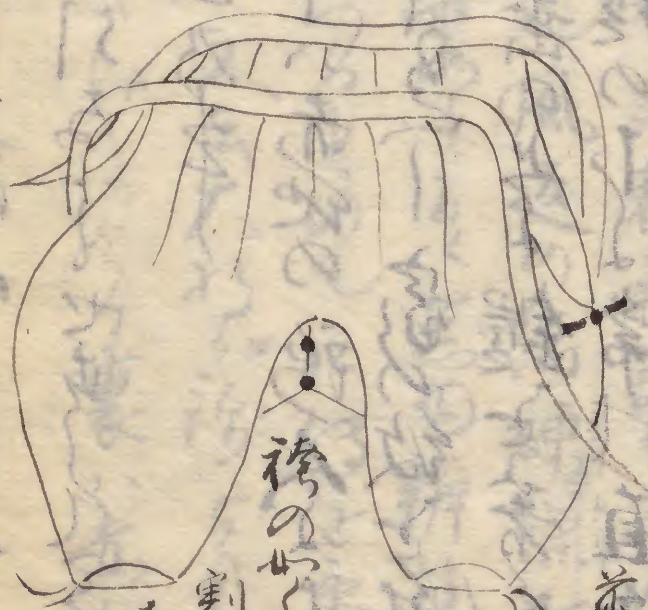

太刀の外を代の制作なるこそつけのことくみえて腰をせきて
用ゐこれなけれ小襟之股引なとも是寺してこれを用ひてよし是侍

一 鎧直垂乃事

十四 鎧直垂 伝ニ云 大将軍ハ赤地の錦人によりて絹にても
あるへし 其外侍ハ布にてもくるしからす家の紋を付るなり 随兵乃
時も家の紋付る直垂の上に鎧を着之 又云 直垂の
生別に口伝あるへし 鎧の下には常は直垂を着と云
説あり 是ハ鎧直垂の名實を不知者之信用すへからす
又鎧の下には狩衣を着と云は車軍のとき狩衣をも着て鏡
狩衣乃狩衣の菊綴大きにしまゝして重代の著背

一 火威の鎧着て草白ふくしの総をつけたる綿の太刀を
帯 二十四差したる大中黒の矢負瀧口の胄は不着ゝぬ

鷹羽にて副(ハイ)ぞうやる的矢一手差副たる重藤の弓持て
こそ異様に異緒に云 俎談に云 上古ハ鏑を任せ時は鏑を
指て図いかにもあらぬ時指をとあしらひたる士ハ見え
易記右に出されしの矢もちいて清いはれは今ニ頼るへし
用ひさることなりと云 又云 陣ハ錦 裏に紅ゃゝ生紅
のいつくのものを付けしとし 又頼義記云 三尺五分と云 但今に
よつてくし 袖長一尺六寸之 風返の緒 練縨(ネリクリ)打かくをたる
ならし 頼義記ニ色ハ紫をとて薫緋の弁に覧にて紅を黄
せりとさまも一幅といふるもの 口傳を乗て 又團指(サシ)
の縫ぬすり 二寸なり 又云 大将は錦を用 軍士ハ布を
用ゐるなりや長ハ人のたけによりて 裏ハ赤き也

## 鎧直垂圖

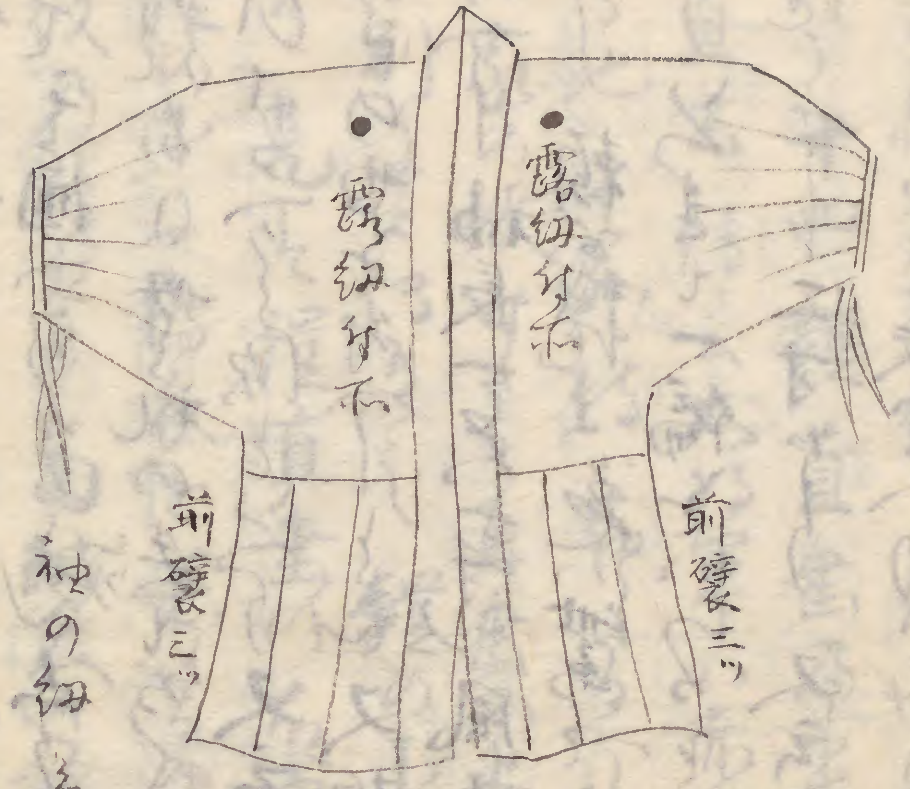


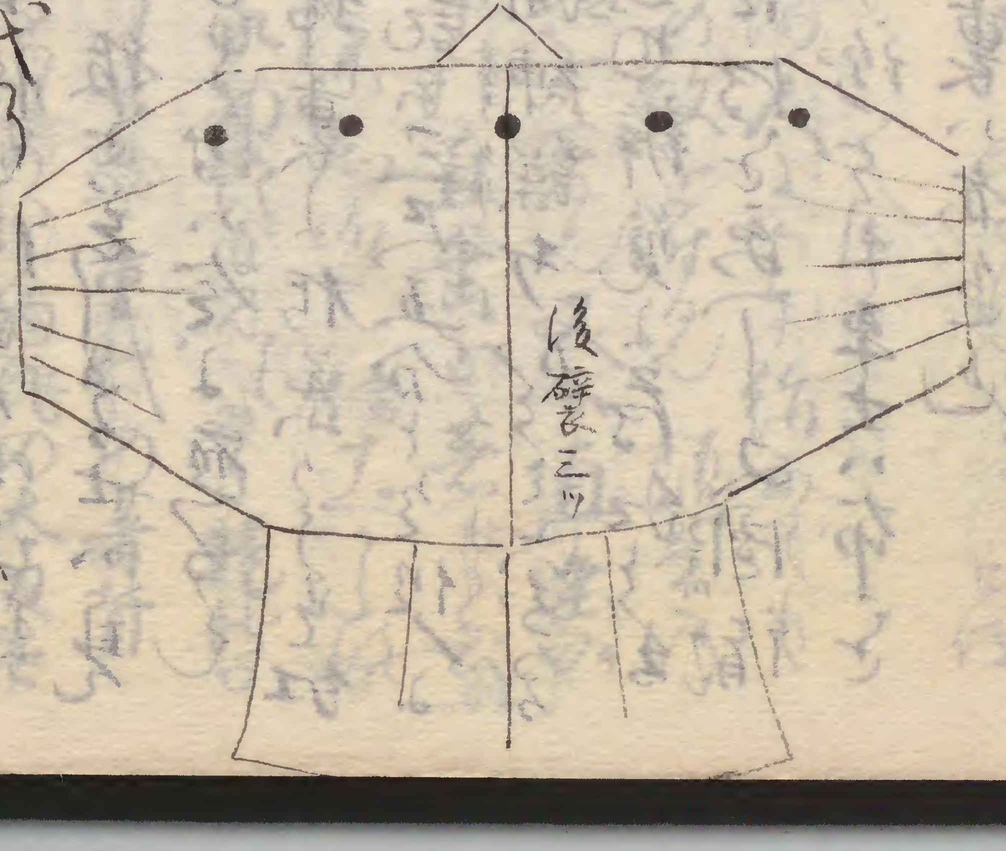


右の圖當流の直垂也古今代乃製によりて及古
法乃ましく

## 一説鎧直垂圖

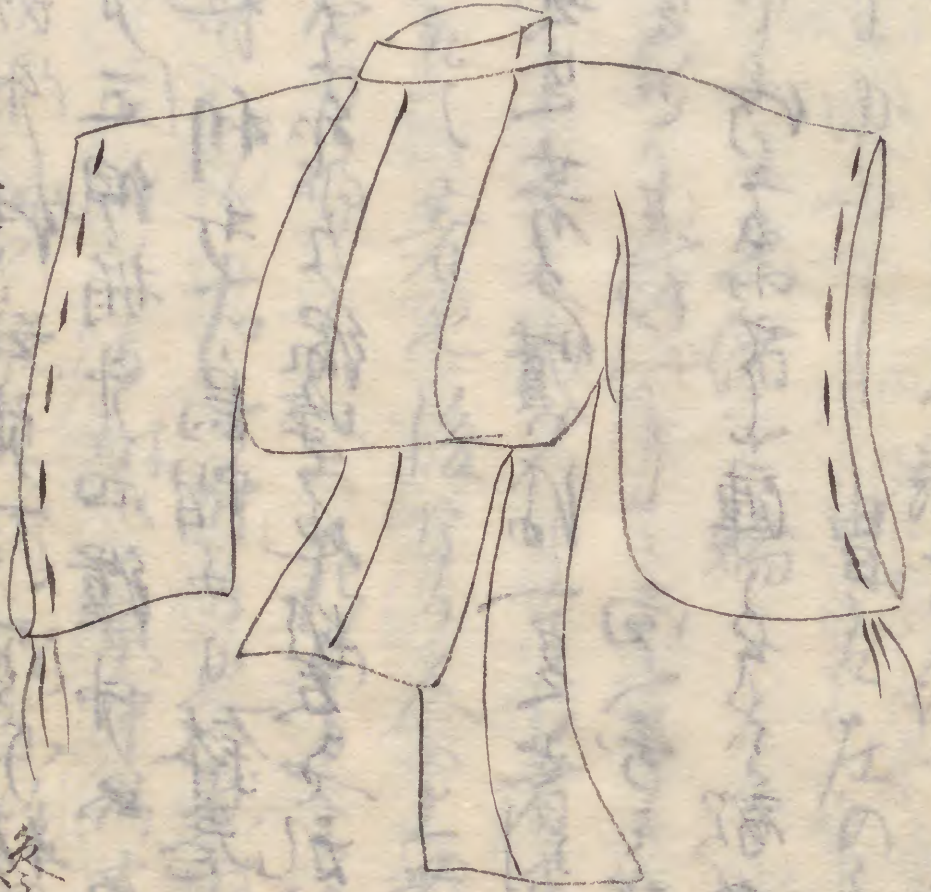

當流ニ是をもちひされとも參考の爲ニ
圖を出しおくものなり也

十五 大将物具乃事

一 大将物の具の次第 侍云第一ハかふり 仮粧袴 第二 濃乃直垂 第三 佩楯 第四 澄 第五 膝 第六 脛当 第七 鞢 也 利也 烏帽子ニ鉢巻する事ハ大将一人の事也 ことに絹纏也 髪を乱する事も大将一人の事也

一 将士とも具足着る時ハ保へ足をこ入事ハ忌事也 着る心ハ左の足を進むへし 向へ歩をなさす着る心持ならし 何方にても陣まへハ敵の方へ向て着る也

一 貴人へ具足めさせ候時 侍云先ハ我着る様ニおいて貴人の左の方へ立添て我右の直めさせ申也 さて緒を合上帯を廻して保にて引違て左の緒にて留る也 端を組て其内へ入へし ひつとめはゆふへし 曽ハ左の手に曽の内へ入

一 掛右の手にて惣緒を輪により先我方へ廻て貴人の左へ参り向ひ申て之を留めさする也 惣緒留様右同し 又貳人して着せ申也 前なる人ハ錦帯をとりて着せ 後なる人ハ上帯をとらへ 留る

一 やさしく留る人ハ左の方へより廻し

一 袖ハ左より付初る 左を付る也 取付て太刀より 左へ先ふり同じく付る時ハ真中乃革の緒を先付て扨ふの方の袖の緒を付 次に後の方の緒を付る也

一 右も同し とく付て前よりも後の方の緒

とも訳して中乃革の緒をハ緒付よと云へし
一決拾ハ右より指て左よりとる也皆これ尼より是記
て太刀もつくへし　紅膽なとも　同し
一太刀ハ金具の事もいつれも各黒の漆ぬる也
しかるへき也
一太刀帯取乃事　俗云前の緒をハ上帯取下より上へ
引通し後乃緒ハ上帯取上より下へ引通し肉より
外へ鞘よ一つゆひて右の帆まてぬきて切刃太刀を付
太刀帯取をおハ小尻とて下へさかる也　太刀を下
打刀をも上へと申へし　是を世の太刀の事也をを代刀握指
の納めかりの事ハ上帯の際よおそ
一箙を肩人も弦巻とて輪一つ腰よ付るや此猶打
刀乃小尻をさしへて乃もる也

一太刀よハ金作りとて有り　俗云今の人ハ是を知らす次
唐草乃尻鞘をかけて足を兵庫鎖よせし也柄の
はゝきも今も餘乃太刀よりハくゝしかる也武士の
常乃太刀也
右の説とも文明の比の聞書　太刀乃具の沙汰を
三條一統乃説也濃の直垂と云ハ村濃乃直垂なり
東鑑よても濃の直垂と云　又村濃とも云　又東鑑よ
村濃乃布とも平家物語よも小村濃乃帷とも所々
當世てなきにも也　梨打烏帽子よ弦巻ある事を
東鑑　平家物語　太平記　保元平治物語なとよ　源平
乃大将軍　讃よ梨打烏帽子弦巻をかけられしと云
又保元物語よ　義朝赤地の錦乃直垂よ打烏帽

子ノことて服之斗小太刀常ニ[illegible]る又平家物語

按察使大納言資賢卿乃孫右少将雅賢之

烏帽子ニて軍乃陣へおしいりるとそ式説ニ云鎧の

はてニ烏帽子ニ[illegible]て冑を着る也此説大非也

おしてこ烏帽子ニ[illegible]冑ニ[illegible]式ニ[illegible]烏

こと上古追代の制作也義朝雅賢乃[illegible]烏

帽子ニて常乃烏帽子也太平記大将ニ供養の時

随兵乃先陣ニて武田伊豆前司信氏小笠原

兵庫助政長以上十二人ニこの糸毛の冑ニ烏

帽子懸して太く逞き馬ニ厚総掛て番[illegible]

又太刀常程のゆ[illegible]寶求の時[illegible]逞の時ニて太刀

折刀ニ縢刀ニて八九寸斗の刀を太の振子[illegible]也

今之九寸六分乃逞通しと云也本皆般の肉[illegible]る

巴女内田三郎と組て内冑ニ手をいて七寸六分

乃腰刀を抜[illegible]して[illegible]とのけて首を捻と[illegible]

盛衰記ニ書[illegible]今代之太刀と常る[illegible]

常此刀服指也之[illegible]ニ逞[illegible]して鳥ニ[illegible]

わり刀服指を甲刑流の常[illegible]しておる[illegible]

おる[illegible]

一 十六、具足[illegible]作法乃事

一 一番假粧袴 二番帷 三番脛當 四番佩楯

五番腹巻 六番上帯 七番籠手 八番太刀

九番頬當 十番冑 十一番指物 如此具足の

人指て後陣を東向ニ置てしめ指物と次の者ニ[illegible]

指縄に竿を付て持て出る是も役人左の手に持
て居る也　具足着の親も東向に居る也
一具足着る人東に向てある時具足着の親さし
むかひ次第とそうちかへて着せ申也　着せ候てたち
に紐は同し
一具足着わけて床机に直させ南向に腰を掛る也
但し腰掛つれ共に左の手に弓杖につき
左の足ふみて折手を三つ迄にて床机に腰に掛候を
静かにて軍神を崇る心持ふかく此時も出陣の時
近寄て三献酒をすゝめて甲冑を祝ふ常也にて居す
也　扨に拭をおこし組紙を三方に紙を敷手当
も多く置ておすゝやら尽を右人へ居合て組紙を丸
めて三と用る也　三方に三つ迄居る也
一酒飲様　具足着の親三献飲て具足着の人へ
さす也　二献目を飲時親より太刀なりとも刀
なりとも或は武具何にても引出物とする也　一献加
て都合重也　馬を右の所に置也　扨二献目に
うちにはるをおす也　是も具足着の親三献飲て具足
着る人へさす也　三献飲で都合重也　三献目は
上の右の所にて盃を錫子の酒を注ぐ也　二献目に
出る時は子飲初三献飲て具足着せの親へさす
也　是も二献飲で子の方より進物をする也
親加へて三献飲て納る也
一太刀縄の吸物を出す也　家老の者に具足着の人より

一さるへし此後ハ乱酒なり
大将具足着る祝の事ハ別ての事之 古法也也
一主人なるに右の方よし具足をおせて是も右脇の
者引合て三献済て進みて甲冑を脱せて御前へ
も依陣の引渡に三ハ盃を組付まいらせ具足
おせし人へも引渡をすゝむる也 此時にて具足着の
人上の盃にて三献飲て下に重一色の肴をそへ
中の盃にて三献飲て下に重又一色の肴を取
へしさて下の盃にて一献飲て具足着せし者
に飲せるなり 肴に三献に三色をそへ仕合之様
此しまう時に主人一献飲みて三ニ九献と納
める迄そへしさうけ 跳子を持出迄家の子なとに

一又後に飲めは 此後の祝を常のことく具足
着せし者まへ引右へ可也 右古法の鎧之腹巻
とあるを證のるも也 腹巻とハ筒の名にて云也 證是
筒丸腹巻なるへし 此具して云 此ハ各別之又指物
馬諭なとふを代ありしる事也 昔ハ射手旗騒
小旗なと差物まて みえし 武田信玄の比とも云合て
差物さしたる者ハ大将へしのりて差物となる
又旗付伏など家々乃比ハ差物とさしたる差物也なる
古法ハ卯の代ハ時々差物也太具足之法のこれに
古法ハなとりて書して記ししらる 義政公の代
應仁の比細川山名両家権を争ひ京都に於て七
ケ年の間日夜合戦や済るにつけて古代将軍

家の法式弓馬の故実も絶たる事多し文明の比
伊勢加賀守小笠原の両家に記せし日記を伊勢家に所持
の礼法書札なとは多く小笠原家は弓馬軍礼の故
実多し此故に今用る所の小笠原の書におほく当
世故実のあることを察せさる者は小笠原流とて覚しる
者を元来天下の通式将軍家の故実なれとも
必しも小笠原流といふにあらす凡古法を式とて武家
公の法式まてもを云それより後を古代と云へし永正の
比よりは古法多のこり天正の比多く絶たりと
云伝へたりとそ

一　十七　楯　具足著様の事

一　佩楯先腰当佩楯しめてより綿嚙両手を通て前を著

さて後に左の小手をさし右の小手をさし後に立あけは
高紐をかけ引合の高紐をもとめてしめ胴上帯
を締て脇差刀を指具足を八文字に取て前へ分ち
張りて小手をとりおしてかけ小手の口へ指を入てより
と上へ指上る紐おしつけて指し置て頬当乃掛紐をと
とりてもつけ冑を着て頬当と左の手
あけ押あけ忍緒と右の手にてあかけ一つに頬当
のきはをつめて掛左の手を放し忍緒をとめる

一　小手をとる前につけ置き前て具足紐の上に置
右よりさしとりて具足附かけひさとむるなと云つり

一　くろくとし綿嚙はつり置て具足事のなとて中へ具
す小所也又を代用る小具足と称る者と分と云

はおせりこれを其の小手乃にしくかとのえは小具足は
つまの小手とさして居て筒斗とさるゝ時にて也しかれ
はしかれとも也これ亦一説也

一 十八 甲冑着用并吉方付

伝云甲冑着用之前後の違ゟ又事を
木姓の人庚辛の日敵に向ふ時ハ先冑をとる後ハ甲
をとる也火姓の人壬癸の日敵に向ふ時ハ甲冑
をとる同ふ土姓の人甲乙日敵に向ふ時甲冑を
取同ふ金姓の人丙丁日敵に向ふ時ハ先甲をとる
て後に兜をとる也水姓乃人戊己の日敵に向ふ
時も右同し又吉方と云ハ淫とる也時辰の方に向
ひこれをとる也 右の方へ廻るへし 扨馬に乗て馬を

巽と辰の方へ引向て乗へしそれへ廻るへし右ゟ乗
馬も東頭にむけさとわろしを辰巳乃方をとるや
但しこれ付乃雲九行方へ向淫をとる也馬ニも
乗事ナ秘伝とも 午未申乃日東へ向て武具とる
事へし 酉戌亥乃日ハ南に向ひとるへし 卯辰
巳此日ハ西へ向ふへし 子丑寅の日ハ東へ回るへし
右伝来めさかしも是乃とも高篇に必しもこれを用る事ニ非ス
や然とも知者乃為ニこれを紙面ニして天文を
用ゆるハ別に口伝ある事也

一 十九 陣羽織具足之上に著之事

一 篭手をと胴に付佩楯とも二ッヅゝ有て帯とも一ッ結て
一節こゝ帯通への輪へ引通しまて胴の後へ通し帯

ことに總角の上へ入て掛緒にひつかけ結付脛當
を筆掛に結付足半をも刀の鞘に下緒にて
結付る也急なる時ハそのまゝ筒と並て置總をば
上帯と左の刀脇指へさし頬当の掛緒と左の
ようけ胄を見て差りなり忘緒を付るも也

一　二十　脛當して大将の御前に居る事

一傳云鎧を着る時も禮ハ着ても脛當して大将の御前
にてハ右の足を左の膝に立ふせて右の足をとゝて
居ると脇の上へ出て居る也又唯居時ハ両方
ふせて足のうらを合て尻を下に居也
又云両手を脇のうへに置付るをひさへの所
よりて出へし以傳

一　九十一　具足飾様の事　付　諸禮の事

一傳云鎧櫃の蓋に袖を付て筒を上に置胄をその上にのせて忠
緒を筒の上に比様に置二巻後をり前へ巻て出緒の
もうへかけて後へとしなし違て前へ入れてひつかけ
にゆふなり佩楯ハ前にて筆掛の上にて付脛筆掛
中一間佩楯の上へかけ置脛當ハ左右に並て
置へからすして鎧の蓋をわきにのけて重之數節を
をきなとの也かうけしての蓋に直に可置脇刀
にも此へ向へかへ候

一人の具足見様の事傳云先對向の袖をも見て次に
胸板を總の左の袖をも見るさて總角をも見て下
の如くにすきりて具足の前ぐり胄をも見るも以上なれ

一
とえ也　紫ハ毛引のうすきものを紫也すそハこの
云ハこれ具足のおどし通る事これとて太文明の比乃
開故ニ於て古法の絵ニ見えて人の具足を見るに
具足のおどしにて色とつ事これハ主人の小具足まても
手をと膝へおさへ候て射向乃方より見る事ハわろき
おもき見へ事ハ次代ノ佛わろくし各別也文人の具足
一
と紫るに見事なる義疵なしと紫す事これハ仏
東韶に義甲冑とあるは太平記に聲花に甲とある
色とわり今は取りて物を紫すハ結構なると云
なる花大将なとの卯花小桜なとの縅なしと聲
花ちる縅なと、紫へし色はのうさ也など
一
紫とれハ今も年もより故実を知らぬ人さへも

ハるへし毛の事の人ニは似ハるまじき事也とて
一冑を人に見せる時ハ左の手にて冑乃内へ入て
持右乃手に忍緒を輪にして冑の鍬によりかけて
一
て先向を見せて後左ニて右と見せへし所望
なくは後へも見するなり主人ニは見事也
一具足を着るニ時ハ待云草摺を戴と云説あり
一
当流ニ於ゝも不用　建武乃比向ニ小笠原六郎
長高は縅を着るニ草摺を先にして左の袖を
膝まてよくりハ矢を儒にさし縅に向て先振楯
と右の小指にかけ左太の手は綿鬮の下へ入て
吹返しと大指にておさへて忍緒とこれて云也故
の時さハ小具足を廣ク椎の蓋に入て別に着る事

よろしく　小具足ハ唯臨のけとこし機の実也とて一さも茶格をとゝく
半ハ可守よ結ひ一し射向乃方すりとえとて一らちを
也よつけて取截する之冑丹領ハすなの世孫よりれの直へ
結えさ人ハ向ひ取截すり也右へ之ニし
一庫ゝ楼の上よ地の内に至るてろゝ沙云庫ゝ樓の上よハ行
みてもおさらゝ　自然旗さしハ至てもえかしれ
庫ゝ楼も旗袋けるよ沙よ至也同うをしえ至り
之庫ゝ楼の左の方に之至との也
一具足請る次乃事　沙云　左の脇よ庫ゝ楼をも至
寄之と之知にわとのけて至そ内へ具足をとのせ常
乃たつくよしくとうりて　射向をも相手の方へ向て
至渡す也　請る人ハさしより　順よ上り　請る太刀

方へ至具足の前相手の方へなして至一礼と
分添乃人具足ハ太刀の方と指巻着ちたの後へ移
之へし　同彼方の時ハ前の方へし丙人ハて指寄る之
うへし　巻者先へ之て行分添之行よ指行之人の
前に至紀脇よを向よなりして至分添立り紀巻者
之具足乃太刀の方へ上りて　具足乃射向を之人乃
おへへしとくし　何方とりと彼寄ちり也紬ら射ハおの
おしく指て始る也　甲冑の時ハ冑ともして沙汁て渡
しなり胴之を入る之　上りて具足の左と指へを
上作也　而具足なとハ修をとも面る之人へ之も也
請之渡さ　冑斗の時も太刀のうまね寄也沙よ
指添て左のうまをかきて之至と之渡し　射左の一

表ハして其の緒をとりのちにて右の手にて持て渡
す也　請取人さしよりて其の緒を右の手にとりて左
の手に冑をのせて持ちてわきへひらき
持右の手をとつて一礼して出る　被下も右の如く
して右の手をとつて被露ある也　納め候てまた右
の方へ（出る）時はかりて左へまはりて後は各謹候を
又一（して）

一　具足ならしよう取出す時　先冑をとり出し次に胴
楯をて袖乃下乃手を入て綿鎧をとりて肩を着
かけて人にみせる時は先前をとみせてうしろ
の蓋をと押直し左の袖をとりそへさて右をとり着
なの也

二十二　具足乃餅の餝乃事

一　餝臺をは据いをさして公卿乃ことくに大に強
くする也　但紙を一重つゝ三方へさけて敷也
むかふをはあけて置之　大きなる餅を大小二ツ
絵圖乃ことく重て其上に菱餅十枚置之　但し
赤餅五　白餅五置へし　其縁を松を中に立て
其上に菱餅を重て置へし　松は當の如く三宝に
枝のあるを立て松乃枝よりうしろを総角よしてつゝ結
ありを直りに右のことく前に葡萄斗もあり
昆布すへつる也　右に柑子　同さしきに勝栗
りん合置之　紙につゝみても包しても置之前の所
よきよふへし　海老をりさしさるもの也

具足鑑餝圖

日本政府圖書
大日本帝國圖書之印

国立公文書館
National Archives of Japan